# 令和4年度

# 定期監査結果報告書 (年間総括)

(一般会計及び特別会計) (公営企業会計)

令和5年9月

北海道監査委員

# 令和4年度 定期監査結果報告書(年間総括)

# 目 次

第1	監査の概要	
1	監査結果報告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査実施期間及び対象部局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	監査の重点項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	監査の実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	監査結果の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	監査結果と所見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	態様別の主な監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1	) 不適切な会計処理等に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2	) 公金の亡失等に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3	) 収入確保の視点に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4	) 経済性、効率性及び有効性の視点に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(5	) 合規性の視点に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(6	) 公用車による交通事故等に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(7	) 公有財産の損傷等に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3	公営企業会計に係る定期監査結果	
1.	指摘事項等の件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	態様別の主な監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1	) 経営に係る事業の管理に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2	) 合規性の視点に関する監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(別記1)態様別監査結果一覧	15
	(別記2) 監査実施部局及び監査実施年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34

# 第1 監査の概要

#### 1 監査結果報告について

この監査結果報告書は、北海道監査委員監査基準(令和2年3月27日監査委員会議決定)に準拠し実施した令和4年度の定期監査の結果について、総括的な報告を行うもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定に基づき、議会、知事等に提出し公表するものである。

# 2 監査実施期間及び対象部局

令和4年11月から令和5年7月までの間に、道の全413部局を対象として監査を実施した。

# 3 監査の重点項目

監査は、令和4年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

# (1) 一般会計及び特別会計、公営企業会計

- ア 補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理等について
- イ 契約手続の公正性、透明性及び競争性の確保について
- ウ 経済性について
- (2) 公営企業会計

経営の改善について

# 4 監査の実施内容

(1) 道の全413部局のうち、203部局について実地監査を実施し、210部局について書面 監査を実施した。

(単位:部局)

숲 計	区分	本 庁	出先	監査実施計「		
			機関等		実地監査	書面監査
	知 事 部 局 (建設部を含む。)	9 (9)	52 (53)	61 (62)	53 (51)	8(11)
	各種委員会等事務局	5 (5)	_	5 (5)	5 (5)	
一般会計及び 特 別 会 計	教 育 庁	1(1)	269 (269)	270 (270)	107(101)	163 (169)
	警察本部	1(1)	69 (69)	70 (70)	31 (36)	39 (34)
	計	16 (16)	390 (391)	406 (407)	196 (193)	210 (214)
	建 設 部 公共下水道事業会計及び 流域下水道事業会計	1(1)	_	1(1)	1(1)	_
公営企業会計	企業局 電気事業会計及び 工業用水道事業会計	1(1)	_	1(1)	1(1)	
	道 立 病 院 局 (病院事業会計)	1(1)	5 (5)	6(6)	6 (6)	_
	計	3 (3)	5 (5)	8(8)	8 (8)	_
合	計	19 (19) 🔆	395 (396)	414(415)※	204(201)※	210 (214)

<sup>※</sup> 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」の実地監査をそれぞれ計 上しているため、部局実数は本庁18部局、監査実施413部局、実地監査部局は203部局であり、()内は令和3 年度の部局数。

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出(支払)証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する聴取を行い、内容を確認した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出(支払)証拠書類その他関係書類の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

# 5 監査結果の区分

監査の結果については、部局別に是正又は改善が必要である事項を次により指摘事項、 指導事項、検討事項に区分した。

# 《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

# 《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

# 《検討事項》

改善が必要である事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善 について検討を要するもの

#### 6 監査結果と所見

上記により監査した限り、道の全413部局のうち323部局で監査対象とした事務は、総体として適正であると認められるが、90部局において、是正又は改善が必要である事項が252件あり、その内訳は、指摘事項84件、指導事項161件及び検討事項7件となっている。これらの令和2年度から令和4年度までの推移は次のとおりである。

(単位:件)

区分	ŀ	正又は改善 求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
	R2	65部局	81	108	3	192
一般会計及び特別会計	R3	91部局	86	135	5	226
	R4	83部局	77	143	7	227
	R2	5部局	5	6		11
公営企業会計	R3	8部局	5	17		22
	R4	8部局	7	18		25
	R2	70部局	86	114	3	203
計	R3	99部局	91	152	5	248
	R4	91部局	84	161	7	252

<sup>※</sup> 表中では、建設部を「一般会計・特別会計」と「公営企業会計」のそれぞれに計上しており、部局実数は、 令和2年度は69部局、令和3年度は98部局、令和4年度は90部局である。

また、態様別の推移は、次のとおりである。

(単位:件)

態様	指摘事項			;	指導事項			検討事項			計		
压 探	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
不適切な会計処理等	5	16	9	-	1	ı	_	ŀ	П	5	17	9	
公金の亡失等	1	1	1	_	1	1	-		-	1	_	1	
収 入 確 保	5	5	5	3	3	4	ı	1	1	8	8	9	
経済性、効率性及び有効性	1	4	2	3	15	15	1	3	4	5	22	21	
合 規 性	31	30	33	84	103	135	2	2	3	117	135	171	
交 通 事 故 等	3	3	5	17	23	4	ı	-	-	20	26	9	
公有財産の損傷等	34	30	26	5	7	3	1	1	-	39	37	29	
経営に係る事業の管理	4	3	3	-	_	1	-	_	_	4	3	3	
そ の 他	2	ı	1	2	-	-	-	-		4	_		
計	86	91	84	114	152	161	3	5	7	203	248	252	

<sup>※</sup> 令和3年度の指摘事項等の合計248件のうち重点項目に係るものは28件、令和4年度の指摘事項等の合計252件 のうち重点項目に係るものは27件となっている。

上記のとおり、令和4年度の監査においても、多くの指摘事項等が見受けられた。特に、職員が故意や怠慢などにより法令等の規定に違反したものや、予算の執行及び財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っていたものなどの「不適切な会計処理等」については、過去の監査においても繰り返し是正又は改善を求めてきているが、令和4年度も多くの指摘事項があったことは、深く憂慮する事態である。各部局においては、基本的な法令等の遵守の徹底、内部牽制の充実強化等が強く求められる。

北海道監査委員としては、今後とも、合規性のみならず、経済性、効率性、有効性等の多 角的な観点から厳正な監査を実施していく。

# 第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

# 1 指摘事項等の件数

令和4年度の一般会計及び特別会計に係る指摘事項等の態様別及び部局別の件数は、次のとおりである。

(単位:部局、件)

	知事部局 (37)				教育庁 (29)				警察本部(17)			
態様	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	計	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	計	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	計
不適切な会計処理等	8	-		8	1	1		1	_	_	_	
公金の亡失等	1		_	-	1	ı	-	1	1	1	_	1
収 入 確 保	5	2	_	7	ı	1	1	1	ı	1	-	1
経済性、効率性及び有効性	1	8	2	11	1	4	1	6	ı	3	1	4
合 規 性	23	86	3	112	2	22	-	24	4	9	_	13
交 通 事 故 等	1	1	1	2	2	2		4	2	1	_	3
公有財産の損傷等	14	2		16	5	1	-	6	7	_	-	· 7
経営に係る事業の管理	_	_	_	_	-	_	_		_	-	_	_
計	52	99	5	156	11	30	1	42	14	14	1	29

- ※1 ()の数字は、是正又は改善を求めた部局数。
- ※2 各種委員会等事務局については、是正又は改善を求めた部局の該当なし。
- ※3 指摘事項等の合計227件のうち、重点項目に係るものは24件となっている。

# 2 態様別の主な監査結果

上記第2の1の表中の態様ごとに主な監査結果を記載する。主な監査結果のうち、重点項目に関するものについては、重を付記している。なお、全ての監査結果は「態様別監査結果一覧」として15頁以降に記載している。

# (1) 不適切な会計処理等に関する監査結果

職員が故意や怠慢などにより法令等の規定に違反したものや、予算の執行及び財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っていたものなどに関する監査結果は、 次のとおりである。

# 《指摘事項》

- ア 春播小麦原種は経営業務等を委託の方法により執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事後に決定書を作成し、委託開始日を遡及して契約書を作成しているものが、6件、1,060万2,614円あった。 (空知総合振興局)
- イ 業務委託契約を締結する場合は、内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行 為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、業務を行っていたもの が、4件、32万4,060円あった。

また、上記のうち、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託するときは、産業廃棄物の種類、数量等の必要事項を記載した契約書を作成しなければならないが、これを行っていないものが、2件、8万2,060円あった。

さらに、物品の購入等の代金の支払いにおいて、書面により支払の時期を明らかにしないときは相手方が適法な支払請求をした日から15日以内に、契約書に基づき相手方から適法な支払請求書を受理したときは30日以内に、それぞれ支払うことととされているが、これらの期限を越えて支出しているものが、上記を含め、133件、668万5,329円あった。 (経済部)

# ウ 生活保護費の支給が過大となっているものなど

生活保護費については、保護を受けようとする者等の申請等に基づき、原則として 世帯を単位に保護を決定し、金銭又は現物給付により支給することとされているが、 令和元年度から令和3年度までの期間において、被保護世帯の収入等の変動に伴う保 護費の変更の決定を行わず、生活扶助等の支給が過大となっているもの、支給が過少 となっているもの、移送費等の申請を放置し、一時扶助費が未支給となっているもの、 治療材料費や訪問診療移送費等の請求を放置し、医療費等の支出の決定を行わず未払 いとなっているものがあった。

(単位:世帯、件、円)

部局名		根室振り	興局	渡島総合振興局			
内容	世帯数等	件数	金額	世帯数等	件数	金額	
生活扶助等の支給が							
過大となっているもの	11	24	2, 103, 366	33	51	2, 763, 359	
生活扶助等の支給が							
過少となっているもの	7	10	613, 522	25	28	274, 662	
一時扶助費が未支給							
となっているもの	8	34	501, 962	1	12	37, 060	
医療費等が未払いと	6 医療	7."		1 医療			
なっているもの	機関等	23	105, 709	機関	17	40, 700	

エ 防火管理者について、消防法では、防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を 所轄消防長又は消防署長に届け出なければならず、また、これを解任したときも、同 様とされているが、これらの届出を平成13年6月の届出以降行っていなかった。

(原子力環境センター)

- オ 高等学校等就学支援金については、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとされており、教育局長は、7月、10月等に、当該月の前月までに確定した額を支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、9,209万5,200円、未払いとなっているものが、1件、9,121万9,500円あった。 (釧路教育局)
- カ 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていなかったことから、未支給となっているものが、令和元年度から令和3年度において、延べ211名分、2,032万7,664円あった。 (旭川子ども総合療育センター)
- キ 庁舎管理の委託業務において、支出手続を怠り、私費により支払っているものが、 4件、46万8,215円あった。

また、令和3年度に実施した庁舎排水設備清掃業務について、令和4年度に実施したよする虚偽の決定書を作成し、支出しているものが、1件、15万2,680円あった。

(十勝総合振興局)

- **ク** 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、管理職員が意図的に実績時間を少なく書き換えたことから、時間外勤務手当が未支給となっているものが、1名分、4万3,872円あった。 (農政部)
- (2) 公金の亡失等に関する監査結果

公金の亡失等に関する監査結果は次のとおりである。

# 《指摘事項》

捜査用報償費の執行のため、資金前渡して保管していた現金について、1万円 の領得があった。 (士別警察署)

# (3) 収入確保の視点に関する監査結果

道税収入や税外諸収入について、多額の収入未済額が生じているものに関する主な監査結果は、次のとおりである。

#### 《指摘事項》

# ア 道税収入に係る事項

道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税に加え、令和4年度からは、電子マネーによる納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取組を継続し、収入未済の発生防止に努めてきたところであるが、依然としてその額は多額となっている

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と、滞納の実態に応じた更なる徴収対策を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。 (総務部)

(単位:千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
R3	627, 621, 831	618, 826, 842	710, 123	8, 084, 866	98. 6
R4	656, 198, 337	648, 812, 713	444, 974	6, 940, 650	98. 9

# イ 税外諸収入に係る事項

税外諸収入のうち、収入未済額が1億円以上のものは、次のとおりである。

(单位:千円、%)

部局名	区分	調定額	収入済額	不 納	収入ま	卡 済 額	収約	内 率
部局名		M C 10	以八月版	欠損額	R3	R4	R3	R4
経 済 部	中小企業高度化資金 貸付金収入等	8, 432, 031	509, 411	0	7, 883, 292	7, 922, 620	6. 3	6.0
保健福祉部	母子福祉資金貸付金 収入等	3, 460, 993	1, 202, 452	131, 667	2, 259, 502	2, 126, 874	35. 6	34. 7
建設部	道営住宅使用料収入 等	5, 674, 878	5, 116, 585	147, 318	561, 748	410, 975	89. 6	90. 2
水産林務部	林業·木材産業改善 資金貸付金収入等	214, 820	64, 687	0	152, 036	150, 133	31. 7	30. 1

# (4) 経済性、効率性及び有効性の視点に関する監査結果

経費節減等が可能なもの(経済性)、コストに見合った成果が上がっていないもの (効率性)及び目的に見合った成果が上がっていないもの(有効性)に関する主な監査 結果は、次のとおりである。

# 《指摘事項》

#### 《検討事項》

ア 教育財産等についてはその現況を把握し、管理のため必要があるときは、直ちに適切な措置を講じなければならないが、公宅敷地から越境して設置されている塀及び樹木について、公宅の入居停止を行った後も適切な措置を行わず、借地料を執行しているものがあった。

**イ** 北海道公式ホームページへの広告掲載については、毎年度、広告掲載を希望する者 を公募し、広告を掲載する者から広告掲載料を徴収している。

北海道公式ホームページ広告掲載要領によると、公募は、広告枠を新たに設置した とき又は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるとされているが、令和4年 度の募集枠8枠について、広告掲載に至ったのは2枠と、募集枠を大幅に下回る状況 となっている。

- ウ 道が出資している団体について、近年の財産及び損益状況を確認したところ、売上 高や当期純利益の減少により一株当たり純資産が出資当初に比べ大幅に減少している 団体があるので、株主総会等の機会を利用するなどして、団体への助言や関係機関と の連携等により、厳しい経営状況の改善に向けた出資による財産的権利の有効活用を 検討する必要がある。 (総合政策部)
- エ 普通地方公共団体の委員会の委員や非常勤の職員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じてこれを支給するとされ、留置施設嘱託医師の報酬については、条例による特別職非常勤職員の月額報酬を適用し、毎月21日までに支給することとしている。

しかし、留置施設嘱託医師の年間勤務日数を確認したところ、5日以下の警察署が全道64署中24署あり、そのうち勤務日数が1日しかない警察署が13署ある状況となっていた。

このような状況は、近年実施している留置施設の利用の集約化等により、被留置者収容定員が少数の警察署において、留置施設嘱託医師の毎月あった勤務がなくなったことなどによると考えられるため、全道の実態を把握し、現在、月額制で支給している留置施設嘱託医師の報酬を、勤務実態にあわせて日額制や月額と日額の併用制の支給方法にするなどの改善について、検討する必要がある。 (1) (警察本部)

# (5) 合規性の視点に関する監査結果

法令等に違反しているもの(不適切な会計処理等に該当するものを除く。以下同じ。)に関する主な監査結果は、次のとおりである。

# 《指摘事項》

# ア 総則に係る事項

産業医の委嘱及び合同庁舎構内等除排雪業務委託契約の締結において、権限を有しない者が専決しているものがあった。 (上川総合振興局)

#### イ 収入に係る事項

収入証紙が貼付された申請書等を受理したときは、あらかじめ命じられた職員が消印しなければならないが、これを行っていないものが、175件、98万1,650円分あった。 (遠軽高等学校)

# ウ 支出に係る事項

(7) 時間外勤務手当の支給については、勤怠管理システムから人事給与システムに自動連携されることとなっているが、誤って人事給与システムへ重複した入力を行ったことから、過払いとなっているものが、2名分、12万2,473円あった。

(日高振興局)

(イ) 公用車を運行した場合の時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に現に公用車の運行業務を行った職員に限られるが、正規の勤務時間外に公用車の運行業務を行っていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが3名分、3万1,201円、正規の勤務時間外に公用車の運行業務を行ったにもかかわらず、未支給となっているものが5名分、7万492円あった。 (水産林務部)

(ウ) 旅費の支出において、旅行命令簿兼旅費請求書には旧姓を使用できないが、これを使用して作成し、請求を行っているものが、3件、44万3,620円あった。

(釧路総合振興局)

(オ) 補助金が補助事業者から更に間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、事業完了期限日までに当該支払が完了していないにもかかわらず、完了したものとして、当該日を事業完了日とした実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものがあった。 (総合政策部)

		(単位:件、円)
補助事業名	件数	金額
ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業	1	67, 286, 890
地域輸送緊急支援事業費補助金	3	12, 091, 220

- (カ) 月額による報酬のみを支給することとされている非常勤の委員等に対する報酬については、勤務当月の21日までに支給することとされているが、翌月21日に支給したため、支払遅延となっているものが4件、25万1,600円、そのうち未支給となっているものが、1件、6万2,900円あった。 (根室振興局)
- (キ) 駐在所等を訪れる住民に提供するお茶等の購入を行う来訪者応接費において、購入した場合は、来訪者応接用物品購入報告書に所要の事項を記載し、応接に要する物品のみが記載された領収書又はレシートを添付の上、警察署長に報告し、支給することとされているが、購入した応接物品の種類及び数量について、報告書及び領収書等に記載されていないものが、令和元年度から令和4年度までの期間において、40件、12万9,035円あった。 (稚内警察署)
- (f) 庁舎別館の身体障がい者等の来庁用駐車場として使用する目的で、道が有償で借り受けている駐車場について、職員に駐車許可を与えたため、目的外に使用しているものが、1件、6万9,766円相当あった。 (釧路総合振興局)
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等の検査に関する業務に係る委託料については、契約に基づき、受託者からの請求があった日から起算して30日以内に支払わなければならないが、受託者からの請求があったにもかかわらず、支出を行っていないものが、77件、2億1,223万6,940円、この期限を越えて支出しているものが、69件、1億3,782万9,250円あった。 (保健福祉部)
- (1) 特定医療の支給認定を受けている難病患者から、支給認定の有効期限の更新について申請があったときは、当該更新が必要であると認められるものについて、新たな有効期間を記した医療受給者証を交付することとなるが、事務処理の遅滞により、当該更新前の有効期間の終期までに新たな医療受給者証の交付ができなかったため、当該更新前の有効期間の終期を延長する措置をとることとし、その周知のための通知を医療機関や申請者等に行ったことから、当該通知に係る費用として、3件、575万640円の不経済な支出を行っているものがあった。

なお、新たな有効期間が記された医療受給者証が交付されなかったことにより、 医療機関を受診した難病患者が一時的に負担した特定医療に要した費用について、 後日、患者に償還払いの手続きを行わせているものが、413件あった。

(保健福祉部)

# エ 契約に係る事項

# (7) 契約金額が割高となっているもの

(単位:件、円)

							-	(争匹・仟、11)
	部	局	名		件数	金	額	内 容
保	健	福	祉	部	1		321, 795	[北海道医療勤務環境改善支援センター運営
								事業委託業務契約]
								予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費
								税等相当額が含まれているにもかかわらず、
					-			これを控除せずに積算した経費の合計額に消
								費税等相当額を加算し、予定価格を設定した
								ことから、契約金額が割高となった。
環	境	生	活	部	4		274, 890	[研修事業等に係る委託契約]
								予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費
								税等相当額が含まれているにもかかわらず、
								これを控除せずに積算した経費の合計額に消
								費税等相当額を加算し、予定価格を設定した
								ことから、契約金額が割高となった。
根	室	教	育	局	1		99,000	[支援学校前庭張芝工事]
								共通仮設費率に含まれる建設機械の運搬費
								を積上げ計上したことから、予定価格が過大
					-			となり、契約金額が割高となった。
		計			6	, i	695, 685	

# (4) 落札者とすべきでない者を落札者としているものなど

(単位:件、円)

	部	局	名		件数	金	額	内 容
建		設		部	1	73,	678, 000	[大規模改造電気設備工事]
								入札時の評価点を誤ったことから、本来の
								落札者とは異なる者を落札者として契約締結
								し、その後、契約を解除していた。
農	業	大	学	校	1	7,	412, 900	[庁舎等清掃業務]
								予定価格の積算に計上した経費の一部を算
								入しなかったことから最低制限価格が低く設
								定され、失格とすべき者を落札者として契約
							Ten.	していた。
紋類	川高	等看	護学	纟院	1	5,	544,000	[寄宿舎賄業務委託契約]
								無権代理人の提出した入札書は無効としな
								ければならないが、これを有効なものとして
								入札に参加させ、当該入札者と契約を締結し
								ていた。
77	マーツ	ク総	合擬	瞩局	1	2,	101,000	[庁舎清掃委託契約]
								入札書の記載金額を加除訂正した場合は、
								当該入札を無効としなければならないが、こ
								れを有効としていた。
総	合	政	策	部	1	1,	753, 950	[調査業務委託契約]
								入札参加資格を有しない者と契約してい
								た。

旭川方面本部	1	1, 324, 400	[物品購入契約] 入札参加資格を有しない者と契約していた。 また、納品された物品の一部は要求仕様を 満たしていなかった。
旭川児童相談所		1, 203, 400	[庁舎清掃業務] 最低制限価格の算出に当たり、消費税等の率を誤ったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約していた。
経 済 部	1	1, 045, 000	[庁舎環境衛生管理業務] 無権代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札書に係る入札者と契約を締結していた。
紋 別 警 察 署	1	91, 751	[クリーニングに係る単価契約] 見積合わせの執行において、単価を訂正し た見積書は無効としなければならないが、こ れを有効としていた。
計	9	94, 154, 401	

- (ウ) 安全キャビネット・クリーンベンチ保守点検業務等の委託契約において、契約書により契約を締結するときの締結月日は、当該契約書に当事者双方が記名押印をする日とし、これを遡及させる扱いをしてはならないが、契約締結日を遡及しているものが、3件、185万7,834円あった。 (宗谷総合振興局)
- (I) 林道等用地に係る土地賃貸借契約について、随意契約の相手方と契約書を作成して契約を締結する場合は、契約の相手方を決定した日から7日以内に行わなければならないが、これを越えて契約を締結し、契約書の月日を遡って記載しているものが、7件、8万9,500円あった。

また、当該賃貸借契約に係る賃借料は、毎年9月30日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、18件、27万8,300円あった。

(日高振興局)

- (オ) し尿浄化槽清掃業務において、槽内水張り処理の数量を誤って計上したことから、 予定価格が過少となり、本来競争入札を行わなければならないものを随意契約して いるものが、1件、110万6,277円あった。 (松前警察署)

# 《検討事項》

ア さけ・ます保護水面管理委託業務においては、保護水面等管理委託事務処理要領の中で、委託業務の内容を定めた業務処理要領が示されており、これに基づいて契約を締結しているが、遡上親魚の計数等を調査するなどの業務の一部については、具体的にどのような実績を求めている業務であるかが明確になっていないため、本来、実績の報告が必要な業務であるにもかかわらず、該当しない業務であると誤認して委託先に業務実績を報告させていないものがあることから、保護水面等管理委託事務処理要領を改正するなど、具体的な業務内容や実績報告の記載方法について検討する必要がある。 (留萌振興局(水産林務部検討事項))

- イ 施業道用地として借用している土地の賃借料については、近隣の取引事例地の価格を補正するなどした標準価格により当該土地の評価額を算定した上で、地域の実態を調査した結果に基づく乗率により賃借料の年額を算定したとしているが、取引事例地を採用した際や乗率を調査した際の関係書類を保管しておらず、算定の根拠が確認できない状況にあることから、算定に当たっての根拠となる関係書類については、適切に保管されるよう各総合振興局等に通知するなど、その取扱いについて検討する必要がある。 (留前振興局(水産林務部検討事項))
- ウ 公用車の運行管理に必要な各種事務手続は、北海道庁用自動車管理規程等により定められているが、レンタカーを借り上げ、職員に当該レンタカーの運行を命ずる際の運行管理者による運行命令、当該職員による運行管理者への運行状況の報告及び「公用車運転に係る飲酒運転確認簿」の整理の手続が行われていない部局が散見されることから、レンタカーの運行に係る手続について明確にするとともに、運行管理者への周知等について検討する必要がある。 (総務部)

# (6) 公用車による交通事故等に関する監査結果

公用車の交通事故等により賠償金、修繕費用等が生じたものに関する主な監査結果は、次のとおりである。

# 《指摘事項》

# ア 公用車による交通事故に係る事項

公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、3件、842万5,149円の支出があった。(本部のほか、警察署を含む。) (警察本部)

#### イ 行政事故に係る事項

道立高等看護学院において、教員による学生へのハラスメント行為があり、賠償金として、12名分、755万7,500円の支出があった。 (保健福祉部)

## ウ 管理瑕疵に係る事項

- (7) 給水管の管理瑕疵による破断、漏水事故が発生し、展覧会の物販商品等が水濡れ 汚損したため、賠償金として、1件、215万611円の支出があった。(近代美術館)
- (イ) 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、156万9,240円の 支出があった。 (警察本部)
- (ウ) 学校敷地内の樹木の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、124 万7,657円の支出があった。 (小樽潮陵高等学校)

# (7) 公有財産の損傷等に関する監査結果

公有財産の損傷や物品の損傷により修繕費用等が生じたり、物品の亡失があったりしたものに関する主な監査結果は、次のとおりである。

#### 《指摘事項》

#### ア 公有財産の損傷に係る事項

消防防災へリコプターの損傷が発生し、修繕費用等として、172万466円の支出があった。 (総務部)

# イ 物品の損傷に係る事項

(単位:件、円) 【修繕費用の合計】 件数 金 額 損 밂 部 局 名 285,111 ホイールローダ 岩見沢農業高等学校 1 143,000 防犯カメラシステム 函館中央警察署 1 室 蘭 警 察 1 110,616 パーソナルコンピュータ 2 北の森づくり専門学院 101,640 スノーモービル 1 79,200 パーソナルコンピュータ 上川総合振興局 旭 川 方 面 本 1 78,650 車載式速度測定装置 1 空知総合振興局 70,400 パーソナルコンピュータ 1 64,350 パーソナルコンピュータ 経 済 宗谷総合振興局 1 61,446 パーソナルコンピュータ 51,546 パーソナルコンピュータ 江 別 警察 署 1 1 50,820 パーソナルコンピュータ 合 政 策 部

1,096,779

# ウ 物品の亡失に係る事項

計 11 部局

12

	部	局	名			亡 失 物 品
千	歳北	陽高	5 等	学	校	機械警備用電子キー
胆	振	教	育	Ī	局	公用スマートフォン
後	志 総	合	振	興	局	機械警備用電子キー、公用スマートフォン
函	館	養	<b>養</b>	学	校	共通乗車券
教	育	研	究	Ţ	所	生徒実習システム用スピーカー
宗	谷 総	合	振	興	局	デジタルカメラ
帯	広	警	察		署	救助活動用具等
上	川総	合	振	興	局	ドローン
胆	振 総	合	振	興	局	公用車の鍵、ポケットGPS
総	合	政	策	ŧ	部	共通乗車券
北	警		察		署	共通乗車券
警	察		本		部	共通乗車券
中	央 児	童	相	談	所	公用車の鍵
水	産	林	矜	Ş	部	公用スマートフォン
	計	14 音	『局			

# 第3 公営企業会計に係る定期監査結果

# 1 指摘事項等の件数

令和4年度の公営企業会計に係る指摘事項等の態様別及び部局別の件数は、次のとおりである。

(単位:部局、件)

										(+1	<u> 고</u>	0 \ IT/
態様	(公共)	下水道事	(1) 事業会計。 道事業 <i>会</i>		(電		(1) 会計及 道事業会			-	:局(6 業 会	
		指導 事項	検討 事項	計	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	計	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	計
不適切な会計処理等	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_	_	_
公金の亡失等	-	-	_	_	_	_	. –	_	-	-	_	_
収 入 確 保	_	-		-	-	-	_	_	ı	ı	-	
経済性、効率性及び有効性	_	-		_	-	-	_	-	_	ı	_	_
合 規 性	-	2	_	2	-	1	_	1	4	15	1	19
交 通 事 故 等	-	-		_	ı	ı	-	1	1.	1	1	1
公有財産の損傷等	_		_	_	ı	1	_	-	Ī		-	_
経営に係る事業の管理	2		_	2	-		_		1	_		1
計	2	2	_	4	_	1	_	1	5	15	_	20

<sup>※1 ()</sup>の数字は、是正又は改善を求めた部局数。

#### 2 態様別の主な監査結果

上記第3の1の表中の態様ごとに主な監査結果を記載する。主な監査結果のうち、重点項目に関するものについては、重を付記している。なお、全ての監査結果は「態様別監査結果一覧」として32頁以降に記載している。

#### (1) 経営に係る事業の管理に関する監査結果

事業の経営について、多額の純損失や未処理欠損金が生じているものに関する監査結果は、次のとおりである。

# 《指摘事項》

- イ 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億9,245万6,449円、未処理 欠損金は108億8,075万4,812円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に 基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (建設部)
- ウ 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が1,854万531円、未処理欠損金が4億2,096万5,495円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。 ① (建設部)

<sup>※2</sup> 指摘事項等の合計25件のうち、重点項目に係るものは3件となっている。

# (2) 合規性の視点に関する監査結果

法令等に違反しているものに関する主な監査結果は、次のとおりである。

# 《指摘事項》

# ア 支出に係る事項

職員の私費立替払は、緊急かつ予期しない経費又は軽微な経費について、職員がやむを得ず立て替えて支払う必要がある場合に行うことができ、その場合は、立て替えた職員に対し、当該立替金を資金前渡の手続により支払うこととされているが、学会への参加費等の支出について、資金前渡の手続によらず、企業出納員から立て替えた職員へ支払っているものが、8件、8万8,000円あり、このうち、参加決定後に企業出納員から主催者へ直接参加費等を支払うことが可能であったものなど、私費立替払の必要がなかったものが、5件、5万3,500円、決定書による参加決定前に私費立替払を行っているものが、1件、9,000円あった。 (緑ヶ丘病院)

# イ 契約に係る事項

(7) 工事契約に係る完成検査については、支出負担行為担当者が指定する検査員が行うこととされているが、その指定及び完成検査を行っていなかった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (江差病院)

# (4) 契約金額が割高となっているもの

(単位:件、円)

	部	局	名		件数	金	額	į	内容
道	立	病	院	川	1	6,	201	, 360	[道立病院院内保育所保育業務委託契約]
									業務処理要領上、原則、保育を行わないこ
									ととしている日曜日及び休日を積算に含める
									などしていたことから、予定価格が過大とな
									り、契約金額が割高となった。
江	差		病	院	1	5,	756	, 520	[ボイラー運転監視点検及び公務補委託業務]
									業務処理要領に定めのない性能検査等の業
									務を積算に含めていたことから、予定価格が
									過大となり、契約金額が割高となった。
		計			2	11,	957	, 880	

# (別記1)態様別監査結果一覧

全ての指摘事項、指導事項及び検討事項を「第2一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第3公営企業会計に係る定期監査結果」の態様別により整理した。

# 【第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

# (1) 不適切な会計処理等に関する監査結果

	****			査結果		,				<b>+</b> 17		-	
e keta 7	 事項》		五宜1	福条の!	態様別区分					一部	局	名	
7 m		(乗)は(収) 労 安	女な ナ、禾	<u>=</u> (	汁にトル おん	=1 F =	1. + 7 1	:きは、その	上点ナ.	de kn ψλ Δ.		<b></b>	
	母猫小麦原 明らかにした									1	饭哭儿	可	
	い事後に決定												
	1,060万2,614		、安凡州	MD 11 62	地及 して矢道	の音を作	K C C V	いるものか、	O 111°				*
イ			<del>トレた</del> のこ	ている	ものなど					左表部局	A. D	レセカ	
1				-		さの由 彗生	玄に 보い	づき、原則と	1 ナ#	i e	400	_ 40 Y	
	帯を単位に保												
	元年度から令												
	変更の決定を									1			
	いるもの、移												
	費や訪問診療									I .			
	いるものがあ		111.11 € 70%			ДЩ 17 ДС)	C C 11"	- / / (JA ( C )	6 - (				
	<b>3</b> 3 7 10 0 9	- , = 0					(単位	: 世帯、件、	四)				
		部局名	7	退室振	興局	渡	島総合						
	内容		世帯数等	件数	金額	世帯数等		金額	備考				
	生活扶助等	等の支給が過					,,,,,,						
	大となって	ているもの	11	24	2, 103, 366	33	51	2, 763, 359					
	生活扶助等	等の支給が過											
	少となって	ているもの	7	10	613, 522	25	28	274, 662					
	一時扶助費	貴が未支給と											
	なっている	550	8	34	501, 962	1	12	37,060					
	医療費等力	が未払いとな	6 医療			1 医療							
	っているも		LIK BE 54										
		507	機関等	23	105, 709	機関	17	40, 700					
		507	機関等	23	105, 709	機関	17	40, 700					*
ゥ								40,700	旨を所	原子力環	境セン	ンター	
ゥ		について、	消防法で	は、防	火管理者を欠	定めたと	きは、シ	<b>産滞なくその</b>		原子力環	境セ	ンター	
ゥ	防火管理者	について、 消防署長に	消防法で 届け出な	は、防 ければ	火管理者を7 ならず、ま7	定めたと た、これ <sup>2</sup>	きは、i を解任 i	<b>産滞なくその</b> したときも、		原子力環	境セ、	ンター	-
ウエ	防火管理者 轄消防長又は されているが	について、 消防署長に 、これらの)	消防法で 届け出な 届出を平)	は、防 ければ <sub>衣13</sub> 年	火管理者を7 ならず、ま7 6月の届出以	定めたと: た、これ: 人降行って	きは、ji を解任し いなか	<b>産滞なくその</b> したときも、	同様と			ンター	-
	防火管理者 轄消防長又は されているが 高等学校等 って就学支援	について、 消防署長に 、これらの) 就学支援金 金を受領し	消防法で届け出な届出を平りについて、当該受	は、防 ければ 成13年 は、支 給権者	火管理者を7ならず、ま76月の届出以 給対象高等3の授業料に	定めたと た、これ 人降行って 学校等の 系る債権	きは、近 を解任し いなか 設置者だ の弁済し	<ul><li>異滞なくその</li><li>ったときも、</li><li>った。</li><li>が、受給権者</li><li>こ充てること</li></ul>	同様と に代わ とされ	釧路教育		ンター	-
	防火管理者 轄消防長又は されているが 高等学校等 って就学支援 ており、教育	について、 消防署長に 、これらの) 就学支援金 金を受領し 局長は、7	消防出を 届出し に は は は は い は る は る は る は る り は り れ り り は り り り り る り る り る り る り る り る り る	は、防 ければ 成13年 は 結 権 な 等に、	火管理者をデならず、まで6月の届出じ給対象高等学の授業料に付当該月の前	定めたと た、これ	きは、近 を解任! いなか 設置者が の 確定した	星滞なくその したときも、 った。 び、受給権者 これで支払う	同様と に代わ とされ ことと	釧路教育		ンター	-
	防火管理者 轄消防長又は されているが 高等学校等 って就学、教育 されているが	について、 消防署らの 、これを受い 就学を受領 金をを領し る る る 、この期限	消防は出い 活出出の 当に は 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	は、 はれ は は は な 権 に 出 し	火管理者を発 ならず、また 6月の届出り 給対象高等等の授業料に付 当該月の前 でいるものな	定めたと た、これ	きは、近 を解任! いなか 設置者が の 確定した	星滞なくその したときも、 った。 び、受給権者 これで支払う	同様と に代わ とされ ことと	釧路教育		ンター	-
工	防火管理者 轄消防長るが 高等学支教 って就り、いるが されている となっている	について、 消防署らの 就学支領 金をを 金を 最長 は 期限 ものが、 1	消防出年 活け出を は出る は で 当 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	は、 けれ は は は 経 に 出 い を と し た り り り り り り り り り り り り り り り り り り	火管理者をデならず、また 6月の届出じ 給対象高等等の授業料に付 当該月の前 ているもので 00円あった。	定めたと た、これ	きは、近 を解任し いなか 設置者が の か で の か で の の の の の の の の の の の の の の	星滞なくその したときも、 った。 が、受給権者 こ充でるこ払う で5,200円、	同様と に代さ と と と と よ と と れ	釧路教育	局		- *
	防火管理者 轄消防い長る 高等学支表 でおり、いており、いている となってがある 時間外勤務	に消して、 に で と い を を を を し の が の が の が の が の が の が の が り の が り り り り	消届届に、月を件に 法出をい該 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	はけ成13年支者、し50年の15元では、15年支者、し50年の15元では、15年の15年の15年の15年の15年の15年の15年の15年の15年の15年の	火管理者を行ならず、は 6月の届高等学の接業料に付当該月のの 30円あった。 の勤務時間の	定めたとこれ。 た、これ。 以降行って 学校等の 景る債権 月までに が、1件、 外に勤務	きは、近 を解任していなか 設置者な の弁済 確定した 9,209	星滞なくその したとき、 いた。 が、受給権者 こて額を支払う である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	同様と にとと払 た き と も も と と も り た し と し い し し し し し し し し し し し し し し し し	釧路教育地川子ど	局		» »
工	防火管理者 轄消防い長る 高等学支表 でおり、いており、いている とない間 た職員には、	に消、就金局、も手間 で長ら援領、期、支 動の で表の がの外 で で で で で で で の が の が の が の り の り の り の が の り の り り り り	消届届に、月を件に手法出をい該10名、おおりまりでない。 おりまい まりまい まりまい おりまい まりまい をりまれる	はけ或は給等支圧、給いがば年支者、し55規な	火管理者をデ な月の 6月が 6月が の が が が が が が が が が が が が が	定めたとこれ。 た、これ。 人降行って 学校等の 景る債権でに が、1件、 外にいが、1 ないが、1	きは、 にいなか で設置者ない の介 ででいるが ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。	星滞なくその、 したとき、 いた。 が、受給をを をなる支払の で、200円、 と 数の実態が	同 にとこ未 勤あ 様 代さと払 務る	釧路教育 旭川子ど ンター	局		- >
工	防火管理又る校支教るい 高ではいておりている でおりている でおりている はないで が で が で が で が り で が り で が り で い で お り て お り て お り て い て お り て い て り た り に り に り に り に り に り に り に り に り に	に消、就金局、も手時、て長ら援領、期、支勤別の外間ではのがの外間ではのがの外間の外間の場所を表して、 これの の の の の の の の も の の も し て 限 の 金 し 7 限 1 給 務 勤	消届届に、月を件に手務法出をい該10えいお当命でな平て受月て12て支を	はけ戎は給等支万、給行、れ13、権に出9,正しっ防ば年支者、し5(規なて	火な6月かまででである。 ででは、 では、 では、 のののでは、 のののでは、 のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので。	定めたと: と、 () と、 () は降校等債をでする。 はいいかいない。 にいいから、 () にいいから、 ()	きな解任いなが、 209 企業 では、 309 では、 3	星滞なくき。 しった。 び、受給る支払円 び、変統の支払円 が、変統のでする。 である。 である。 と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と の で の で の の で の の の の の の の の の の の の	同 にとこ未 勤あ 様 代さと払 務る	釧路教育 旭川子ど ンター	局		· · · 育
エオ	防火管長い学学、いてから 時消で学学、いて外にわれる時間はかっておれてってがれてってがれてってがいての外にわれての別にわった。 を表している。 は、が等援育がる務、がのののでは、できまれている。 は、が、では、のでは、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できまれている。 は、できままれている。 は、できままれている。 は、できままれている。 は、できままれている。 は、できままない。 は、できままない。 は、できまない。 ときない。 は、できまない。 は、できまない。 ときない。 とるない。 とるない。 とるない。 とるない。 とる。 とると。 とると。 とると。 とると。 とると。 とると。 とる。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	に消、就金局、も手時、度つ防こ学を長この当間時かて長ら援領、期、支勤外令の金して限がの外間のでのかののがのかのかののかのののでは、にの金して限りがある。	消届届に、月を件に手務る法出をい該10えい。お当命をのでな平で受月で12で支をに	はけ戎は給等支」、給行おいば年支者、し55規なてて	火な6月かまででは 理ず、国内の の場ででは のののでは のののでは のでは	定めたと: にないこれで にないでので にないでは、 ないには、 ないは、 ないには、 ないには、 な、 ないは、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ない	きは、 送を解任いなが で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	屋滞なくき。 そも、 がこた。 がこたを 発る支払円 に万5,200円 を務のなっ があるとあった。 と 数合と内 がいた。	同 にとこ未 勤ある (代さと払 務るも) しにの	釧路教育 旭川子ど ンター	局を	合療	· · · 育
工	防火管理又る校支教を 高ではないではない。 高が、ではないではないではないでができずでではないではないではないではないではないではいいではいいではいいではいいではい	に消、就金局、も手時、度でいる。 こうを長この当間時かまで長いがの外間ら業のをして、 はの金して限りがの外間の業ののがの外間の業のでは、にの金して限りができません。	消届届に、月を件に手務る法出をい該10えい。お当命をのでな平で受月で12で支をに	はけ戎は給等支」、給行おいば年支者、し55規なてて	火な6月かまででは 理ず、国内の の場ででは のののでは のののでは のでは	定めたと: にないこれで にないでので にないでは、 ないには、 ないは、 ないには、 ないには、 な、 ないは、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ない	きは、 送を解任いなが で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	星滞なくき。 しった。 び、受給る支払円 び、変統の支払円 が、変統のでする。 である。 である。 と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と 数のなっ と の で の で の の で の の の の の の の の の の の の	同 にとこ未 勤ある (代さと払 務るも) しにの	釧路教育 旭川子ど ンター	局を	合療	· · · 育
エオ	防火管長い学学、いて外にもが、 等学学、いて外にわれる時職か、 育代を表するのではない。 が、 できず、いて外にわれる。 が、 行舎ので、 が、 で舎ので、 が、 で舎ので、 が、 できず、 が、 できず、 が、 できず、 が、 できず、 が、 できず、 が、 できが、 が、 できが、 できが、 できが、 できが、 できが、 でき	に消、就金局、も手時、度委のい署れ支受はのがの外間ら業のとの外間ら業のの外間ら業のため、での金して限りがの外間のでありまった。	消届届に、月を件に手務3お防けかの当、越、お当命年い法出をい該10えりいを令度てでな平で受月で12で支をに、	はけ戎は給等支万、給行お支防ば年支者、し5規なてて手	火なられる では では では では のは のは のは では のは のは ののは の	定めたと: にない。 にない。 にない。 にない。 にはな。	きな低いなかができた。	屋がた。 経たと。 がこれで、 がこれでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	同 にとこ未 勤ある が様 代さと払 務るも 、と われとい しにの 4	釧路教育 旭川子ど ンター 十勝総合	局を	合療	· · · 育
エオ	防火管長い等学、いて外にもが、庁、46万のではいいのでではいいでのではいいではいいではいいでは、いて外にもが、庁、46万のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	に消、就金局、も手時、度委5円で防こ学を長この当間時か託の年で長ら援領、期、支勤外令務たに、にの金し7限1給務勤和に。実	消届届に、月を件に手務3お 施防け出つ当、越、お当命年い し法出をい該10えりいを令度て たでな平て受月て12で支をに、 庁	はけ戎は給等支万、給行お支 舎、れ13、権に出9,正しっい出 排防ば年支者、し5(規なてて手 水	火な6 給の当てののけい、続を月対授該い円勤れな延を開いるののはかべはかべはかではいいでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	定た、 と、 と、 と、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	きを解な者が は保か でで、 と か と の か を り 、 2 の り 、 2 の り 、 2 り り 、 る り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、	屋 滞 と き で で で で で で で で で で で で で で で で で で	同 にとこ未 勤ある が様 代さと払 務るも 、と われとい しにの 4	釧路教育 旭川子ど ンター 十勝総合	局を	合療	· · ·
工才力	時消れ高ではというでは、 で長い学学、いて外にわ和管方、ますのでは、 を持ち、はいての間員か令舎方、虚のでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に消、就金局、も手時、度委53次の防こ学を長この当間時か託あ年年で長ら援領、期、支勤外令務たにをまたにをしてした。実作	消届届に、月を件に手務3お 施成防け出つ当、越、お当命年い しし法出をい該10えりいを令度て た、でな平て受月て12で支をに、 庁支	はけ戎は給等支万、給行お支善舎出、れ13、権に出9,正しっい出善排し防ば年支者、し 5(規なてて手 水で	火な6 給の当て00 のけい、続 で の の の の の の の の の の の の の	定た、 は に に に に に に に に に に に に に	きを解な者がに、	産港とき、 を表した、 がこれで、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	司 にとこ未 勤ある が 施 様 代さと払 務るも 、 しと われとい しにの 4 た	釧路教育 旭川子ど ンター 十勝総合	局を	合療	· · ·
エオ	時消れ高ておれな時職か、庁、ます で長い学学、いて外にわ和管万、虚委 でもない等援育がる務、ず年の21和の契	に消、就金局、も手時、度委53決約の防こ学を長この当間時か託あ年定をいるがの外間ら業の度書締て長ら援領、期、支勤外令務でにを結ってした。しての金して限1給務勤和に。実作す	消届届に、月を件に手務3お 施成る防け出つ当、越、お当命年い しし場法出をい該10えりいを令度て た、合でな平て受月で12で支をに、 庁支は	はけ戎は給等支乃、給行お支善舎出、、れ13、権に出9,正しっい出善排し内防ば年支者、し 5(規なてて手 水で容	火な6 給の当て00のけい、続 設いを で5 の象業月るあ務ばかべ怠 情もら で6 の象業月るの務ばかべ怠 清のの で6 に6 に7	を は	きをい置介を す時、2万7、66 表 67 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	単元	同 にとこ未 勤ある が 施 担後 代さと払 務るも 、 し 行と われとい しにの 4 た 為	釧路教育 旭川子ど ンター 十勝総合	局を	合療	· · ·
才 力	ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に消、就金局、も手時、度委513決約ばつ防こ学を長この当間時か託の年定をなて長ら援領、期、支勤外令務たにを結な、にの金し7限1給務勤和に。実作すい	消届届に、月を件に手務3お 施成るが防け出つ当、越、お当命年い しし場、法出をい該10えりいを令度で た、合こでな平て受月で12で支をに、 庁支はれ	はけ戎は給等支乃、給行お支善舎出、、れ13、権に出9,正しっい出善排し内防ば年支者、し 5(規なてて手 水で容	火な6 給の当て00のけい、続 設いを で5 の象業月るあ務ばかべ怠 情もら で6 の象業月るの務ばかべ怠 清のの で6 に6 に7	を は	きをい置介を す時、2万7、66 表 67 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	単元	同 にとこ未 勤ある が 施 担後 代さと払 務るも 、 し 行と われとい しにの 4 た 為	釧路教育 旭川子ど ンター 十勝総合	局を	合療	· ※ ※ ※ ※ ※
才 力	時消れ高でおというではというでは、 で長い学学、いて外にわれ管方、虚委ない動はら元理、 を養育がる務、ず年のは、 を発音がる務、ず年のは、 を表記が等援育がる。 を表記が、 を表記でする。 を表記でするでする。 を表記でするです。 を言	に消、就金局、も手時、度委513決約ばの7時こ学を長この当間時か託あ年定をないで長ら援領、期、支勤外令務たにを結なっ、にの金し7限1給務勤和に。実作すいた	消届届に、月を件に手務3お 施成るが、法出をい該10えいを令度て た、合こでな平で受月て2で支をに、 庁支はれ	はけ戎は給等支」、給行お支 舎出、を、れ13、権に出 9,正しっい出 排し内行防ば年支者、し 5(規なてて手 水で容わ	火な6月対ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	定た、保存では、	きをいる者済に、近いのでは、近いでは、日本ので	屋しつがことが合社っているできた。 おとた、一般のでは、1000年のでは、1000年でででである。 一般のでは、1000年の	同 にとこ末 勤ある が 施 担の様 代さと払 務るも 、 し 行がと われとい しにの 4 た 為、	釧路教育 旭川ター 十勝総合 経済部	局を	合療	· ※ ※ ※ ※ ※
工力	ではいいでは、 ではいいでは、 で長い学学、いて外にわ和管万、虚委な25年を 理又る校支教るい勤はら元理8、令偽託け万上 ではが等援育がる務、ず年の21和の契れ4、記	に消、就金局、も手時、度委513決約ば06のつ防こ学を長この当間時か託あ年定をな円うい署れ支受はのがの外間ら業っ度書締らあちて長ら援領、期、支勤外令務たにを結なっ、、にの金し7限1給務勤和に。実作すいた産	消届届に、月を件に手務3お 施成るが。業防け出つ当、越、お当命年い しし場、 廃法出をい該10えりいを令度て た、合こ 棄でな平て受月て12で支をに、 庁支はれ 物	はけ戎は給等支万、給行お支善舎出、をの、れ13、権に出9,正しっい出善排し内行(収)防ば年支者、し5(規なてて手)水で容わ善集	火な6給の当て20のけい、続 設いをず 運管ら月対授該い円勤れな延を 備る明に 搬理ず届高料のもつ時なつ211り 掃のか頭 はをまじずに前のた間らた名、 業がにで 処	定た以学系月が、外なこ分私、務(し契)分め、降校るま、 にいと、費 に1た約 をたこ行等債で1 勤がか2,に つ件決し 委がいる。 い1定、 託	きをい置か確 9 す時、20 で5 書業 する間未万7,66 で5 で5 書業 るしまでである。 これ で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で	屋しつがことである4do 中30成分 きいからというできる を務と円で 4円しつ は、	同 にとこ末 勤ある が 施 担の 棄様 代さと払 務るも 、 し 行が 物と われとい しにの 4 た 為、 の	釧路教育 旭川子ー 十勝総合	局を	合療	· · ·
工才力	ではいいでは、 で長い学学、いて外にわ和管万、虚委なり、た、 で長い学学、いて外にわ和管万、虚委なり、た、 ではが等援育がる務、ず年の21和の契れ4、記等	に消、就金局、も手時、度委53決約ば06ののつ防こ学を長この当間時か託あ年定をな円う必い署れ支受はのがの外間ら業っ度書締らあち要て長ら援領、期、支勤外令務さにを結なっ、事、にの金し7限1給務勤和に。実作すいた産項	消届届に、月を件に手務3お 施成るが、業を防け出つ当、越、お当命年い しし場、 廃記法出をい該10えりいを令度て た、合こ 棄載でな平て受月で12で支をに、 庁支はれ 物し	はけ戎は給等支下、給行お支 舎出、を のた、れ13、権に出9,正しっい出 排し内行 収契防ば年支者、し5(規なてて手 水で容わ 集約	火な6給の当て20のけい、続 設いをず 運書管ら月対授該い円勤れな延を 備る明に 搬を者、届高料のもっ時なっ211り 掃のか頭 は成をまじずに前の。間らた名、 業がにで 処し	定た以学系月が、外なこ分私、務(し契)分め、降校るま、 にいと、費 に1た約 をたこ行等債で1 勤がか2,に つ件決し 委がいるは い1定、 託	きをい置か確 9 す時、20 で5 書業 する間未万7,66 で5 で5 書業 るしまでである。 これ で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で	屋しつがことである4do 中30成分 きいからというできる を務と円で 4円しつ は、	同 にとこ末 勤ある が 施 担の 棄様 代さと払 務るも 、 し 行が 物と われとい しにの 4 た 為、 の	釧路教育 旭川子ー 十勝総合	局を	合療	· ※ ※ ※ ※ ※
工才力	ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に消、就金局、も手時、度委53決約ば00のの、つ防こ学を長この当間時か託あ年定をな円う必2い署れ支受はのがの外間ら業っ度書締らあち要件て長ら援領、期、支勤外令務っにを結なっ、事、、にの金し7限1給務勤和に。実作すいた産項8	消届届に、月を件に手務3お 施成るが、業を万防け出つ当、越、お当命年い しし場、 廃記2、法出をい該10え9,いを令度て た、合こ 棄載060円でな平て受月で12で支をに、 庁支はれ 物し円	はけ戎は給等支万、給行お支 舎出、を のたみ、れ13、権に出9,正しっい出 排し内行 収契っ防ば年支者、し5(規なてて手 水で容わ 集約だ	火な6給の当て20のけい、続 設いをず 運書でら月対授該い円勤れな延を 備る明に 搬を者、届高料のもっ時なっ211り 掃のか頭 は成をまじず である。間らた名、 業がにで 処し	を、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	きをい設の確 す時、200 て5書業 すなは解な置弁定9、る間未77支 、万2を務 るらこ外支644を といいがある。	屋しつがことが、と動合社つ 中30 成庁 きいなと、 充額 5、200 世実ののの、 者とう、 がまてたも 権こ払円 ら態てたも にた出た 業れの はがい。の 実。負も 廃を	同 にとこ未 勤ある が 施 担の 棄行様 代さと払 務るも 、 し 行が 物っと われとい しにの 4 た 為、 のて	釧路教育 旭川ター 十勝総合	局を	合療	· ※ ※ ※ ※
工才力	ではいいではいる。 ではいいではいいでは、いっては、では、いっては、いっでは、いっでは、いっでは、では、ないでは、いって、ないでは、いって、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	に消、就金局、も手時、度委5月決約ば00の、品つ防こ学を長この当間時か託の年定をな9の必2のい署れ支受はのがの外間ら業の度書締らあち要件購て長ら援領、期、支勤外令務たにを結なっ、事、入、にの金し7限1給務勤和に。実作すいた産項8等	消届届に、月を件に手務3お 施成るが、業を万の防け出つ当、越、お当命年い しし場、 廃記2代法出をい該10えりいを令度で た、合こ 棄載66金でな平で受月で12で支をに、 庁支はれ 物し甲の	はけ戎は給等支下、給行お支 舎出、を のたみ支、れ33、権に出9,正しっい出 排し内行 収契っ払防ば年支者、し51規なてて手 水で容わ 集約たい	火な6給の当て00のけい、続 設いをず 運書。に管ら月対授該い円勤れな延を 備る明に 搬を お	定た、保管系月が、外なこ分私、務1し契(分な、書)、大学系月が、外なこ分、費(にわれて、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	きをい 200 で 10	屋しつがことが と 動合社 つ いの 大きい た で で で で で で で で で で で で で で で で で で	同 にとこ未 勤ある が 施 担の 棄行 か様 代さと払 務るも 、 し 行が 物っ にと われとい しにの 4 た 為、 のて し	釧路教育 旭川タ 十勝総 経済部	局を	合療	**
才 力	ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に消、就金局、も手時、度委513決約ば00のの、品手つ防こ学を長この当間時か託知年定をな円う必2の方い署れ支受はのがの外間ら業っ度書締らあち要件購がて長ら援領、期、支勤外令務たにを結なっ、事、入適、にの金し7限1給務勤和に。実作すいた産項8等法	消届届に、月を件に手務3お 施成るが、業を万のな防け出つ当、越、お当命年い しし場、 廃記、代支法出をい該10えり、いを令度て た、合こ 棄載66金払でな平で受月で12で支をに、 庁支はれ 物し戸の請	はけ戎は給等支圧、給行お 支 舎出、を のたあ支求、れ13、権に出9,正しっい出 排し内行 収契っ払を  防ば年 支者、し5 規なてて手 水で 容わ 集約たいし	火な6給の当て00のけい、続一設いをず「運書」にた管ら月対授該い円勤れな延を備る明に搬をお日理ず届高料のもつ時なつ11り掃のか頭は成てらいかのでは、15でである。 業がにで 処し 、515での しょう しょう しょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしんしん はんしん はんしんしん はんしんしんしんしん	定た、降校るま、 いと、分似 ちょうな 書日め、一分では、 いと、 ないと、 ないと、 ないと、 ないと、 ないのででは、 では、 ないのででは、 ないのででは、 ないのでは、 ないの	きをい役の確 9 す時、20 り て 5 書業 すな り、 は解な者済しつ こ外支 66 で 大変 あら 支契 へ 1 を 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で	屋しつがことが合社の 中30成分 きい の書でたた。 一次である を務と円て 4円しつ はが 時にくき 給る支200 ぜ実つのも 医の支い 産こ をある をした出た 業れ 明きずに また出た 業れ 明き の、 者とう、 れがい。の 実。負も 廃を ら相	同 にとこ末 勤ある が 施 担の 棄行 か手様 代さと払 務るも 、 し 行が 物っ に方と われとい しにの 4 た 為、 のて しか	釧路教育 旭川ター 一番 経済部	局を	合療	· ※ ※ ※ ※

|ク 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務し|農政部 た職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、管理職員が意図的に実績時 間を少なく書き換えたことから、時間外勤務手当が未支給となっているものが、1名 分、4万3,872円あった。

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

# (2) 公金の亡失等に関する監査結果

	, — — × · · ·   × · ·   × · · ·   × · · · · ·		
	監査結果の態様別区分	部局。	名
《指	<b>計商事項》</b>		
	捜査用報償費の執行のため、資金前渡して保管していた現金について、1万円の領得が	士別警察署	
	あった。		*

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

# (3) 収入確保の視点に関する監査結果

(3	) 収入催保の視点に関する監査結果 監査結果の態様別区分	部局名
~	道税収入に係る事項	
ア	垣恍収入に徐る事項 <b>《指摘事項》収入未済額が1</b> 億円以上となっているもの	
	道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押	<b>∞ 季</b> 文 立□
		下心 1分 百13 
	え、クレジットカード納税やコンビニ納税に加え、令和4年度からは、電子マネーによ	
	る納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取組を継続し、収入未済の発生防止に努力を対した。	
	めてきたところであるが、依然としてその額は多額となっている。	
	道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは	
	極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と、滞納の実態に応じた更なる徴収	
	対策を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	<u> </u>
イ	税外諸収入に係る事項	
	《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの	
	(1)	経済部
	中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等について、未収金の管理回収業務	
	を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額	
	が多額となっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収	
	入未済額の解消を図る必要がある。	
	(4) 母子福祉資金貸付金収入等	保健福祉部
	母子・寡婦に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについ	
	ては、連帯保証人への催告を実施することや過年度未収金の管理回収業務を債権回収	
	会社へ委託するなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額と	
	なっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額	
	の解消を図る必要がある。	
	(ウ) 道営住宅使用料収入等	建設部
	道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴	
	収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催など	
	収入確保に努めているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているの	
	で、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要	
	がある。	
	(I) 林業·木材産業改善資金貸付金収入等	水産林務部
	林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債	•
	権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多	
	額となっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未	
	済額の解消を図る必要がある。	
	《指導事項》 収入未済額が1,000万円以上となっているもの(上記指摘事項を除く。)	
		経済部
		41171 HP
	一	
	「支給有に対して返還金の調定で行うでするが、履行期限よくに元相されりに、収入不  済額が多額となっているので、引き続き収入未済額の解消に向けた取組を進める必要	
	がある。	

	(イ) 放置違反金収入	警察本部
	放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給	
	与、自動車などの差押えに加え、令和4年度からは、販売収益の差押えなどの滞納処	
	分を積極的に実施するとともに、引き続きインターネット公売を活用するなどの徴収	
	対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額	
	となっていることから、滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消	
	を図る必要がある。	
	(ウ) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等	教育庁
	公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及	
	び保証人へ催告するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額	
	となっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済	
	額の解消を図る必要がある。	
	(工) 農業改良資金貸付金収入	農政部
	農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるな	
	ど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることか	
	ら、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要	
1	がある。	

# (4) 経済性、効率性及び有効性の視点に関する監査結果

監査結果の態様別区分	部局名	
アー収入に係る事項		
《検討事項》		
北海道公式ホームページへの広告掲載については、毎年度、広告掲載を希望する者を 公募し、広告を掲載する者から広告掲載料を徴収している。	総合政策部	
北海道公式ホームページ広告掲載要領によると、公募は、広告枠を新たに設置したと   き又は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるとされているが、令和4年度の		
	l .	
募集枠8枠について、広告掲載に至ったのは2枠と、募集枠を大幅に下回る状況となっ		1
│ │ │ │ │		
	1	
ある広告枠となるよう改善したりするなど、収入の確保に向けた取組について、検討す		
イ 支出に係る事項		
《指摘事項》		
(ア) 廃棄物処理業務において、取扱注意文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等の		
適切な方法によらなければならないとされているが、特段の理由もなく、溶解処分す	•	
┃  ┃  ることとしたため、管外に運搬し、不経済な支出となっているものが、1件、10万		
┃     2,300円あった。		*
(4) 道産チーズ消費拡大イベントに係る動画の撮影・映像編集作業の契約において、イ	農政部	
┃    ベント開催の内容を十分に検討した上で契約を締結する必要があったが、これを行っ		1
┃ ┃ ┃ ていなかったことから、イベントの開催が中止となり、当該契約の解除に係るキャン	,	
セル料を支払っているものが、1件、7万7,000円あった。		
《指導事項》		
(ア) モバイルWi-Fi通信契約において、新たに設定された割安なプランへの変更を	日高教育局	
行わなかったことから、データ通信料金が過大となり、不経済な支出となっているも	,	
のが、1件、1万560円あった。		*
(4) 旅費の支給において、出発時刻が早朝になるなどとして、宿泊を伴う旅行命令を行	空知総合振興局	
┃       ったが、特別急行列車の利用を検討していれば、日帰りの旅行命令が可能であったこ		
┃		*
(ウ) 災害発生時用備蓄品の購入において、当該購入数量について、十分検討せずに、整	オホーツク教育局	
備計画に基づいた必要数量を超えて購入したことから、不経済な支出となっているも		
■ のが、1件、1万4,300円あった。		*
(エ) 電気料金の支出について、灯火式可変標識の標識字幕の破損により標識が機能して		
	ĺ	.,,
年度から令和4年度までの期間において、1件、3万2,754円あった。		<u>*</u>
(1) 物品の賃貸借契約において、取得可能な価格以上の金額で短期間の賃貸借契約を	:   経済部	
┃  ┃  │ 締結したことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万7,908円あった。 運	)	

(カ) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの移送については、ワクチンを安定した |保健福祉部 状態で運ぶ必要があるため、専用車両を確保した上、これを行っているが、ワクチン が入っていない保冷バックの移送についても専用車両を確保し、その費用の支出を行 ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、2万7,483円相当あった。

《検討事項》

普通地方公共団体の委員会の委員や非常勤の職員に対する報酬は、条例で特別な定め 警察本部 をした場合を除き、その勤務日数に応じてこれを支給するとされ、留置施設嘱託医師の 報酬については、条例による特別職非常勤職員の月額報酬を適用し、毎月21日までに支 給することとしている。

しかし、留置施設嘱託医師の年間勤務日数を確認したところ、5日以下の警察署が全 道64署中24署あり、そのうち勤務日数が1日しかない警察署が13署ある状況となっていた。 このような状況は、近年実施している留置施設の利用の集約化等により、被留置者収 容定員が少数の警察署において、留置施設嘱託医師の毎月あった勤務がなくなったこと などによると考えられるため、全道の実態を把握し、現在、月額制で支給している留置 施設嘱託医師の報酬を、勤務実態にあわせて日額制や月額と日額の併用制の支給方法に するなどの改善について、検討する必要がある。 働

ゥ 契約に係る事項

#### 《指導事項》

(7) 庁舎等清掃業務において、受託者から清掃箇所の一部について、一定期間清掃が 根室振興局 できない旨の申し出があり、契約に基づき協議を行い、未実施分に係る委託料を減 額しないことで合意し、これに基づき支払いを行ったことから、不経済な支出とな っているものが、1件、1万5,840円相当あった。

Ж

(イ) 一括することにより競争入札で執行できた契約

予定価格が規則で定める額を超えない場合は随意契約によることができるが、-括して競争入札により契約することが可能であったにもかかわらず、特段の理由も なく、その額を超えない契約に分割し、随意契約の方法により契約を締結している ものがあった。

左表部局名のとおり

(単位:件)

	部	后	j	名		契約件数	契 約 内 容	備考
旭	Л	方	面	本	部	2	工事設計業務委託契約	*
渡	島	老	ţ	育	局	2	物品購入契約	*

(ウ) 分割したことにより見積書の徴取を省略した契約

随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書 を徴さなければならないが、一括して契約することが可能であったにもかかわら ず、見積書の徴取を省略することができる1件あたり30万円未満の契約に分割し、 契約していたものがあった。

左表部局名のとおり

(単位:件)

	部	局	名		契約件数	契約内容 備考
旭	川力	<b>7</b> II	1 本	部	3	警備業務委託契約 ※
釧	路 総	合	振 興	局	33	物品購入契約 繰り返し契約していた。
石	狩	振	興	局	2	物品購入契約
総		務		部	4	少額工事契約

(エ) トイレ清掃業務委託において、悪天候のため受託者から業務ができない旨の申し 宗谷教育局 出があり、契約に基づいて協議のうえ、委託料を減額せずに、未実施日の代替日を 定めて業務を行わせたが、当該代替日は生徒が通学しない春季休業日であり、清掃 の必要は認められないことから、不経済な支出となっているものが、2件、2万7,176 円あった。 働

# エ 財産に係る事項

#### 《指導事項》

庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、道として利用見込みのない土地について は、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産関係団体と連携した未利用地情報の 発信など、様々な手法により売却や貸付に取り組んでいるが、依然として処分可能な未 利用地が多数あることから、令和4年9月に設置した道有財産等有識者会議の助言を踏 まえ、引き続き売却等の処分の促進を図る必要がある。

# 《検討事項》

(7) 教育財産等についてはその現況を把握し、管理のため必要があるときは、直ちに適 高等聾学校 切な措置を講じなければならないが、公宅敷地から越境して設置されている塀及び樹 (教育庁検討事項) 木について、公宅の入居停止を行った後も適切な措置を行わず、借地料を執行してい るものがあった。

\*

このため、今後の公宅敷地の利用見通しを踏まえ、塀等を撤去するなど、公宅敷地 の適切な管理について検討する必要がある。

(4) 道が出資している団体について、近年の財産及び損益状況を確認したところ、売上 総合政策部 高や当期純利益の減少により一株当たり純資産が出資当初に比べ大幅に減少している 団体があるので、株主総会等の機会を利用するなどして、団体への助言や関係機関と の連携等により、厳しい経営状況の改善に向けた出資による財産的権利の有効活用を 検討する必要がある。

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

(5) 合規性の視点に関する監査結果

	監査結果の態様別区分	部局名	$\neg$
ア	総則に係る事項		$\neg$
	《指摘事項》		
	産業医の委嘱及び合同庁舎構内等除排雪業務委託契約の締結において、権限を有しなし	上川総合振興局	
	い者が専決しているものがあった。		ļ
	《指導事項》		$\neg$
	(ア) 前渡資金を資金前渡員に発令していない者が取り扱っているものなど		
1	a 前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前 k	岩見沢児童相談所	*
	渡員が行うこととされているが、資金前渡員に発令していない者が当該現金を取り   に	オホーツク総合振興局	*
	扱っているものがあった。		
	また、前渡資金については、前渡資金経理簿を備えるとともに、毎月、前渡資金		
	出納計算書を会計管理者等に提出しなければならないが、これらを行っていないも		ļ
	のがあった。		Ì
	b 前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前 1		
	渡員が行うこととされているが、資金前渡員に発令されていない者が当該現金を取		
	り扱っているものがあった。		
	また、当該現金を補助執行職員に支払わせる場合は、前渡資金交付一覧表に必要		
	事項を記載の上、補助執行職員から受領した旨の記名又は押印を求めることとされ		
	ているが、現金を受領した者以外の者が押印しているものや、前渡資金交付一覧表		
	を作成していないものがあった。		*
	(4) 会計管理者の権限とされている会計事務については、部局長等が任命する会計員が	渡島総合振興局	
	行わなければならないが、会計員に発令されていない者が会計事務に従事しているも		
	のがあった。		
	また、歳入金に係る現金の収納事務については、会計員である収入取扱員が行わな		
	ければならないが、収入取扱員に発令されていない者が当該現金を取り扱っているも		
	のがあった。		*
1	(ウ) 物品管理主任が異動した場合には、命解の発令をしなければならないが、これを行	 総務部	
	っていなかった。		
イ	収入に係る事項		
	《指摘事項》		
1	収入証紙が貼付された申請書等を受理したときは、あらかじめ命じられた職員が消印	遠軽高等学校	
	しなければならないが、これを行っていないものが、175件、98万1,650円分あった。		*

	[ <b>》</b> 受業料の徴収事務が適	切でないもの		
1 1 0		いて、高等学校等就学支援金の受給資格の認定	由諸を行った	千歳喜筅学校
1 1				
1 1		各の認定を受け、授業料に係る債権が存在しない		
接	、受給権者に就学支	<b>爱金を支払うこととされているが、支払ってい</b> っ	なかったもの	
	、1名分、9,900円あ			
Ъ	高等学校授業料につ	いて、高等学校等就学支援金の受給資格の認定	申請を行った	湧別高等学校
者	からは、審査結果を通	[知するまで徴しないこととされているが、これ	<b>尣を誤って徴</b>	
し	ているものが、1名分	、1万9,800円あった。		
(イ) 現	金領収証書における	又入取扱員印の押印について、領収証書等の交付	寸を受ける者	オホーツク総合振
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事前に公印を押印することが適当であると認る		
		等の承認を得なければ、白券の領収証書等へ公所		
		の承認を得ずに、白券の現金領収証書に収入取		
-	いるものがあった。	2、水町で刊 )(こ、 ログ・ハシに並及水皿目(こん)、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	次 吴 ( 1 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		出張徴収に係る現金領収証書があるときは、	4.能物应用租	
.,,	,,			
		なければならないが、これを備えていなかった。		
, , _		て、消滅時効が完成したときは、不納欠損の整理	里を行わなけ	
		テっていないものがあった。		
(オ) 収	入取扱員は、現金出	内簿等を作成するとともに、その収入金につい"	て、現金等収	渡島総合振興局
納払	込集計票を作成し、	これに現金領収証書の現金領収原符等を添えて	検査員に回付	
し、	日常検査を受けなけ;	ればならないが、これらを行っていなかった。		,
(カ) 督	促が遅延しているもの	)		左表部局名のとお
		でに収入金を完納しない場合は、納期限後30日」	以内に、督促	
		<b>腎促しなければならないが、これを超えて督促</b>		
	った。			
13-02	- 7/-0			
	部局名	内 容	備考	
	渡島総合振興局	生活促業費返還全	*	
	日 高 振 興 局	高等学校等進学奨励費補助金等に係る返還金		
(キ) 調	定を行っていなかっ	こもの		
а	行政財産使用許可に	系る使用料金について、歳入を徴収しようとする	るときは、調	渡島総合振興局
1		納入通知書を納入義務者に送付しなければなり		
	らを行っていなかった		J. W. V. C.	
		こ。 金の性質上、随時に収納したときは、会計管理程	<b>おから 半付々</b>	<b>空</b> 公 <b>数</b>
- 1				不付教 目 问
1	•	基づき調定を行わなければならないが、学校保健	建賀貝担金寺	
	.ついて、これを行っ <sup>、</sup>			
С		ついては、歳入金受入済通知書等の関係書類に		保健福祉部
c を	しなければならないが	、感染症対策費補助金等について、調定を行って	いなかった。	
c を	しなければならないが	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	いなかった。	
c を (ク) 郵	しなければならないが 送現金等の処理にお	、感染症対策費補助金等について、調定を行って	いなかった。 があったとき	上川総合振興局
c を (ク) 郵 は、	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要	、感染症対策費補助金等について、調定を行って いて、納入義務者から現金又は有価証券の送付だ 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付し、	いなかった。 があったとき て決裁を受け	上川総合振興局
c を (ク) 郵 は、 た後	しなければならないが 送現金等の処理にお 現金等整理簿に所要 に収納し、送付され	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付が 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して現金封筒等の関係書類を現金等整理簿ととも	いなかった。 があったとき て決裁を受け こ保管するこ	上川総合振興局
c を (ク) 郵 は、 た後	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要 に収納し、送付され されているが、現金等	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付が事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して	いなかった。 があったとき て決裁を受け こ保管するこ いなかった。	上川総合振興局
c (ク) 郵 は、 た後 (ケ) 収	しなければならないが 送現金等の処理におい 現金等整理簿に所要 に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員が現金を領	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付が事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともは整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して 又するときは、納付書の合計金額を訂正している。	いなかった。 があったとき て決裁を受け こ保管するこ いなかった。 るものは取り	上川総合振興局
c (ク) 郵 たとと (ケ) 扱う	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要 に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員が現金を領 ことはできないが、	、感染症対策費補助金等について、調定を行って いて、納入義務者から現金又は有価証券の送付を 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付し き現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに 整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して 又するときは、納付書の合計金額を訂正している 内税者によって合計金額が訂正された納付書に。	いなかった。 があったとき て決裁を受け こ保管するこ いなかった。 るものは取り	上川総合振興局
c を (ク) はたと 収うし	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員が現金を領 ことはできないが、だ	、感染症対策費補助金等について、調定を行って いて、納入義務者から現金又は有価証券の送付を 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付し き現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに 整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して 又するときは、納付書の合計金額を訂正している 内税者によって合計金額が訂正された納付書に。	いなかった。 があったとき て決裁を受け こ保管するこ いなかった。 るものは取り	上川総合振興局
c を 郵、後と 収 う し る	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員が現金を領し ことはできないが、 でいるものがあった。 事項	、感染症対策費補助金等について、調定を行って いて、納入義務者から現金又は有価証券の送付を 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付し き現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに 整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して 又するときは、納付書の合計金額を訂正している 内税者によって合計金額が訂正された納付書に。	いなかった。 があったとき て決裁を受け こ保管するこ いなかった。 るものは取り	上川総合振興局
c を (ク) はたといり (ク) 扱収係 に職員	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要 に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員が現金を領し ことはできないが、 でいるものがあった。 事項 手当	、感染症対策費補助金等について、調定を行って いて、納入義務者から現金又は有価証券の送付を 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付し き現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに 整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して 又するときは、納付書の合計金額を訂正している 内税者によって合計金額が訂正された納付書に。	いなかった。 があったとき て決裁を受け こ保管するこ いなかった。 るものは取り	上川総合振興局
c を郵、後と収うしる   (が) はたと 収りしる   <b>(が) 根収係員権</b>	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要 に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員が現金を領り ことはできないが、 でいるものがあった。 事項 手当	、感染症対策費補助金等について、調定を行って いて、納入義務者から現金又は有価証券の送付が 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付し き現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに 整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して 又するときは、納付書の合計金額を訂正している 内税者によって合計金額が訂正された納付書に。	いなかった。 があったときけて決裁を受ることを受いない。 で決裁をである。 いなのはないなのはなを り現金を 領	上川総合振興局 胆振総合振興局
c を郵、後と収うしる   (が) はたと 収りしる   <b>(が) 根収係員権</b>	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要 に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員が現金を領り ことはできないが、 でいるものがあった。 事項 手当	、感染症対策費補助金等について、調定を行って いて、納入義務者から現金又は有価証券の送付を 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付し き現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに 整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して 又するときは、納付書の合計金額を訂正している 内税者によって合計金額が訂正された納付書に。	いなかった。 があったときけて決裁を受ることを受いない。 で決裁をである。 いなのはないなのはなを り現金を 領	上川総合振興局 胆振総合振興局
c を 郵、後と 収 う し る <b>職 指</b> a	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員が現金を領し ことはできないが、 でいるものがあった。 事項 手当 時間外勤務手当の	、感染症対策費補助金等について、調定を行って いて、納入義務者から現金又は有価証券の送付が 事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付し き現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに 整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して 又するときは、納付書の合計金額を訂正している 内税者によって合計金額が訂正された納付書に。	いなかった。 があったときけてというできません。 で決議でするためではないないないはないないはない。 いるもり現金を領 ラシステムに	上川総合振興局 胆振総合振興局
c を 郵、後と 収 う し る <b>  括</b> a   1	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要に収納し、送付された されているが、現金等 入取扱員が現金を領しているものがあった。 事項 手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付を事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともは整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して及するときは、納付書の合計金額を訂正している内税者によって合計金額が訂正された納付書によれたのでは、勤怠管理システムから人事給なっているが、誤って人事給与システムへ重複を記しているが、誤って人事給与システムへ重複を記しているが、誤って人事給与システムへ重複を記しているが、誤って人事給	いなかった。 がたかったと受るたいでは、 がたと受るたいではないではないではない。 からは、 からは、 から、 がてこいでは、 かったをしているよう。 から、 かったをしているよう。 かったと受るたいできる。 かったと受るたいできる。 かったと受るたいできる。 かったと受るたいできる。 かったと受るたいできる。 かったと受るたいできる。 かったと受るたいでは、 かったと受るたいでは、 かったと受るたいでは、 かったと受るたいでは、 かったとしているよう。 かったとしているよう。 かったとしているとしているよう。 かったとしているとしているよう。 かったとしているとしている。 かったとしている。 かっとしている。 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、	上川総合振興局 胆振総合振興局
c を 郵、後と 収 うしる <b>  [権</b> a   1]	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要に収納し、送付された されているが、現金等 入取扱員が現金を領しているものがあった。 事項 手当 事項》 時間外勤務手当のさき 自動連携されることとから、過去	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付を事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともは整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して及するときは、納付書の合計金額を訂正している内税者によって合計金額が訂正された納付書によって合計金額が訂正された納付書によって合計金額が訂正された納付書によって合計金額が訂正された納付書によって合計金額が訂正された納付書によっているが、誤って人事給与システムへ重複なっているものが、2名分、12万2,473円を	いなかった。 がかった受いない。 が決機管かっはを で、ないないのの。 かった、 がた、 がた、 がた、 がた、 がた、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 の	上川総合振興局 胆振総合振興局 日高振興局
c を郵、後と収うしる (が) はたと 収 の しる (を) 機 指 a 1 7 b	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要に収納し、送付され されているが、現金等 入取扱員できなが、、 ているものがあった。 事項 手当 事項》 時間外勤務手当のさ 自動連携されるら、過去 公用車を運行した場	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付を事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して、以するときは、納付書の合計金額を訂正している内税者によって合計金額が訂正された納付書によって合計金額が訂正された納付書によっているが、誤って人事給与システムへ重視にとなっているものが、2名分、12万2,473円をよって時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に表	いなかった。 がたいなかったでではない。 がたいないないないないないないないないないないでではないないでは、 かったでであるよりでは、 かったでできないできない。 かったでできないできない。 かったできないできないできない。 かったできないできないできない。 かったできないできないできない。 かったできないできないできない。 かったできないできないできない。 はないできないできないできない。 はないできないできないできないできない。 はないできないできないできないできない。 はないできないできないできないできない。 はないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	上川総合振興局 胆振総合振興局 日高振興局
c を 郵、後と収うしる i	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要に収っているが、現金領し、が、現金領し、が、現金領しないでのがあった。 するとはるものがあった。 事項 手当 時間外勤務手当のさると 事項 を明本ととを選行った職員 重行業務を行った職員	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付が事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともは要理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して収するときは、納付書の合計金額を訂正している。  おおいては、勤怠管理システムから人事給なっているが、誤って人事給与システムへ重視がおいているが、誤って人事給与システムへ重視がとなっているものが、2名分、12万2,473円を持合の時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に到して限られるが、正規の勤務時間外に公用車の過	いなかった。 きけこい ちょう ままり おいなかった と 受る た 取を おいしった これ カー 東 ア 入 の 見 正 て 半 で の 行 で かった	上川総合振興局 胆振総合振興局 日高振興局
c を 郵、後と 収 う し る <b>( ) 版 据 指 a … i 1 b i i i i i i i i i i i i i i i i i</b>	しなければならないが 送現金等の処理におり 現金等整理簿に所要に に収れているが、現金等に されているが現かがあった。 事項 事項》 時間外勤務手当のととが ・でいるものがあった。 事項 事項》 時間外勤務手のとした戦量 が、した戦量 でいないにもかかれ	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付定事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付した現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともを整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して収するときは、納付書の合計金額を訂正している。  「給については、勤怠管理システムから人事給なっているが、誤って人事給与システムへ重視いとなっているものが、2名分、12万2,473円をよいとなっているものが、2名分、12万2,473円をよいとなっているものが、2名分、12万2,473円をよりによるが、正規の勤務時間外に対しているが、正規の勤務時間外に対しているが、正規の勤務時間外に対しているものが、正規の勤務時間外に公用車の近い方式、時間外勤務手当を支給したことから、近い方式	いなかなないるようを見るしているようででは、	上川総合振興局 胆振総合振興局 日高振興局
c を 郵、後と 収 う し る <b>[ 括 a !! ? b i ? : :</b>	しなければならないが 送現金等の処理に所要に 現金等理様に所要に にないるが、現金等に されているが、現金を領するないが、 でいるがあった。 事事項》 時間連携とといるがある。、した職事と を関するといるがある。、した職事をといるものが、まるのが、まる。 では、これのでは、これのです。 を関すると、これのですると、といるものが、まるのです。 を対した、これのですると、これが、まるのです。 でいるものが、まるいが、まるのです。 を対した、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	、感染症対策費補助金等について、調定を行っていて、納入義務者から現金又は有価証券の送付が事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともは要理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管して収するときは、納付書の合計金額を訂正している。  おおいては、勤怠管理システムから人事給なっているが、誤って人事給与システムへ重視がおいているが、誤って人事給与システムへ重視がとなっているものが、2名分、12万2,473円を持合の時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に到して限られるが、正規の勤務時間外に公用車の過	いなかなない ちょう ままり したと 受る た取を おり した このに 行 との ままり かった を 受る た取を かった と 受る た取を かった この は かった な で かん かった な で かん	上川総合振興局 胆振総合振興局 日高振興局

ウ

	a 職員手当が過払いとなっている。	もの			
	(a) 管理職員特別勤務手当の支給	において、	支給対象	とならない業務を行った	十勝総合振興局
	が、誤って支給対象の業務として	て手当を支援	給したこと	から、過払いとなってい	
	るものが、1名分、7,000円あっ	た。			
	(b) 特殊勤務手当の支給において、		作業手当に	ついては、新型コロナウ	上川総合振興局
	イルス感染症の患者等に接して				
	日を単位として支給することと				
	支給を行ったことから、過払いる				
	円あった。	- 12 - 7 C A 1.6	2 6 02 W- '	14、15月分、4万5,000	
		r + > 3.	1	ic lot 1 \m m m o #1.76 nt m	粉点十分
	(c) 時間外勤務手当の支給においては、おようない。				管祭本部
	を超えていないにもかかわらず、			に結したことから、適払い	
H	となっているものが、4名分、		めった。		l
'	っ 職員手当が未支給となっている。		// #H 74		1 m 19 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m
	(a) 休日勤務手当を支給すべき勤務				十歳高等支援学校
	ら、未支給となっているものが、				
	(b) 管理職員特別勤務手当の支給(	こおいて、タ	管理職員の	)勤務に従事した時間が、	左表部局名のとおり
	勤務1回につき6時間を超える	場合は、管	理職手当	区分に応じた額に100分の	
	150を乗じて得た額としなければ	ばならないな	<b>タ</b> ゙、これを	行わなかったことから、	
	未支給となっているものが、7%	名分、4万2	2,500円あ	った。	
				(単位:名、円)	
	部局名	人数	ト支給額	備考	
	オホーツク教育局	1	6,000		
	札 幌 道 税 事 務 所	1	7,000	実績簿及び整理簿を作	
				成していなかった。 ※	
	釧路総合振興局	2	7,000		
	総務部	3	22, 500		
	計	7	42,500		
	(c) 時間外勤務手当の支給におい	て 正坦の	数な時間が	に勘致するとした会群と	理控件还如
	れた職員が当該勤務をしたとき				
_	が、未支給となっているものが、			<b>った。</b>	
'	職員手当が過払い及び未支給と			-++ bb 30/-3 3 3 40 76 3-	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	(a) 管理職員特別勤務手当の支給				
	対して誤って手当を支給したこ				
	分、7,000円、未支給となってい	いるものが、	3名分、	1万7,500円あった。	
	また、時間外勤務手当の支給	こおいて、	あらかじぬ	b割り振られた1週間の勤	
	務時間を超えて勤務した場合は、	その超え	た時間につ	oいて、手当を支給しなけ	
	ればならないが、未支給となって	ているもの	が、2名分	}、5,964円あった。	
	(b) 管理職員特別勤務手当の支給	において、	支給対象	とならない業務を行った	渡島総合振興局
	が、誤って支給対象の業務とし	て手当を支	給したこと	から、過払いとなってい	
	るものが、2名分、1万7,000円				
	また、時間外勤務手当の支給	=	正規の勤務	X時間外に勘路することを	
	命ぜられた職員が当該時間に勤				1
	ばならないが、未支給となって				
-	1 その他	1 0 0 0 W	· 24///	0, 890 1 180 7 7 2 6	
1 '		タエリナナ	火ナファバ	/より 本田子ューが刺り	
	前年度監査において、時間外勤				1
	を誤ったことから過払いが生じて	-			
	名分、2,456円について、返納に係	《る事務処理	を行って	いなかった。	
報償	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
《指	商事項》				
Γ	駐在所等を訪れる住民に提供する	お茶等の購	入を行うま	と 訪者応接費において、購	稚内警察署
;	入した場合は、来訪者応接用物品購				
l l	物品のみが記載された領収書又はレ				
- 1	ることとされているが、購入した応				
		シン 1ペロロマン 7里	パル ひ 外 3		
	V 聿等に記載されていかいものが	会和売年間	きかん合か	11年度までの邯靼におい	
Ц	又書等に記載されていないものが、 て、40件、12万9,035円あった。	令和元年四	度から令和	14年度までの期間におい	s   

#### 《指導事項》

講師謝金に係る報償費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定日高振興局 書によって支出負担行為の決定をしなければならないが、これを行わずに事業を実 施し、事後に作成した決定書により報償費を支出しているものが、1件、3万3,000 円あった。

#### (ተ) 旅費

#### 《指摘事項》

旅費の支出において、旅行命令簿兼旅費請求書には旧姓を使用できないが、これ 釧路総合振興局 を使用して作成し、請求を行っているものが、3件、44万3,620円あった。

#### 《指導事項》

a 会計年度任用職員であるスクールカウンセラーが通勤のために要する費用につ 利尻高等学校 いては、その相当額を費用弁償として支給することとされているが、スクールカ ウンセラーの通勤区間のうち、学校職員が送迎を行った区間について、通勤手当 相当額を支給したことから、費用弁償の額が過払いとなっているものが、2件、 3,040円あった。

また、自家用車の公用使用により送迎を行った当該職員の旅費について、未支 給となっているものが、3件、4,292円あった。

b 赴任旅費の支出において、過払いとなっているものが、4件、2万2,020円あった。 (単位: 件. 円)

左表部局名のとおり

						(丰屋:川、川)
	部	局	名	件数	過払額	内 容
ĺ	宗谷	総合排	長興局	2	7, 700	移転料の支給対象費用や旅行命令期
						間を誤った。
ĺ	出	納	局	2	14, 320	経路や対象者を誤った。
		計		4	22, 020	

# 交際費及び食糧費

#### 《指導事項》

a 交際費及び食糧費については、その執行の規制及び適正化を図ることとしてお 左表部局名のとおり り、決定書は両面の様式を用いることとされているが、片面ごとに作成している ものがあった。

		部	局	名			内	容	備考
後	志	総	合	振	興	局	食糧費		*
胆	振	総	合	振	興	局	交際費		

- b 交際費の事実証明が適切でないもの
  - | (a)| 交際費については、交際費・食糧費使用決定書により、執行者が事実証明を | 弟子屈警察署 することとされているが、ゴム印による執行者の職・氏名の表示のみで、事実 の証明を確認できないものがあった。
  - (b) 懇談に要する経費の執行について、事実証明は出席した本庁課長相当職以上 | 胆振総合振興局 の者が行うものとされているが、出席者の変更手続きを行わなかったことか ら、出席していない者が事実証明を行っているものが、1件、8,000円あった。
  - (c) 各種贈呈経費に係る交際費の事実証明は、原則として執行者が行うこととな 経済部 っており、執行者が特別職のみである場合にあっては、各部の代表課長等が執 行者から経過等を確認の上、事実証明を行って差し支えないとされているが、 執行者や代表課長等ではなく、事業を所管する担当課長が事実証明を行ってい たものが、1件、1万1,440円あった。

#### 使用料及び賃借料 (1)

# 《指摘事項》

庁舎別館の身体障がい者等の来庁用駐車場として使用する目的で、道が有償で借 釧路総合振興局 り受けている駐車場について、職員に駐車許可を与えたため、目的外に使用してい るものが、1件、6万9,766円相当あった。

# 《指導事項》

a 自動車の賃貸借契約において、当該契約期間中に賃借していた自動車の自動車|教育庁 検査証の有効期間が満了し、継続検査を受けるため、当該自動車を使用できなか った期間に係る賃貸借料の取扱いについて、契約の相手方と協議するなどして賃 貸借料を減額することが可能であったにもかかわらず、これを行わなかったこと から、不経済な支出となっているものが、1件、5,500円あった。

b 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要 があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車 券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、これらを行っていないも

#### (カ) 委託料

#### 《指導事項》

請求書の提出を受けることなく支出しているもの

委託料の支出について、支出命令者は、継続的、定期的な経費の支払を除き、 債権者から提出を受けた請求書により支出しなければならないが、請求書の提出 を受けることなく、支出しているものがあった。

	部	局	名		契 約 名	備考
+	勝 総	合	振 興	局	生活困窮者自立相談支援事業委託業務	*
石	狩	振	興	局	広域相談支援体制整備事業委託業務	

左表部局名のとおり

(‡) 負担金、補助及び交付金

#### 《指摘事項》

a 鳥獣被害防止総合対策事業補助金において、事業着手日前の経費を補助対象経 | 釧路総合振興局 費として額の確定を行っているものが、1件、46万1,000円あった。

b 補助金が補助事業者から更に間接補助金となって給付される場合には、間接補<sup>1</sup>総合政策部 助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、事業完了期限 日までに当該支払が完了していないにもかかわらず、完了したものとして、当該 日を事業完了日とした実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているもの があった。

(単位:件、円)

補助事業名	件数	金額	備考
ぐるっと北海道・公共交通利用促進 補助事業	1	67, 286, 890	
地域輸送緊急支援事業費補助金	3	12, 091, 220	

# 《指導事項》

負担金を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、「原子力環境センター 支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに支出しているものが、 1件、4万円あった。

**※** 

(ク) その他

a 前渡資金

#### 《指導事項》

(a) 資金前渡における私費立替払については、緊急かつ予期しない事態に対応す 左表部局名のとおり るために、やむを得ず職員が立て替えて支払った場合に、資金前渡により支払 うことができるとされているが、資金前渡員から前渡資金の交付を受けた上で 支払うことが可能であったにもかかわらず、私費立替払を行っているものが2 件、1万8,500円あった。

(単位:件、円)

	部	局	名	件数	金	額	内	容	備考
Г	空知	総合振	興局	1	1	0, 500	施設等の入場料		*
	釧路	総合振	興局	1		8,000	講習受講料		
		計		2	1	8, 500			

(b) 前渡資金による私費立替金の支払について、職員がクレジットカードを使用 日高振興局 し、私費立替払を行った場合は、請求書にクレジットカード利用代金明細書の 写しを添付して請求しなければならないが、この提出を受けずに支払っている ものが、1件、9,829円あった。

b 支払遅延

# 《指摘事項》

(a) 月額による報酬のみを支給することとされている非常勤の委員等に対する報 根室振興局 酬については、勤務当月の21日までに支給することとされているが、翌月21日 に支給したため、支払遅延となっているものが4件、25万1,600円、そのうち 未支給となっているものが、1件、6万2,900円あった。

**※** 

(b) 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等の検査に関する業務に係る多	保健福祉部
日以内に支払わなければならないが、受託者からの請求があったにもかかわら	
ず、支出を行っていないものが、77件、2億1,223万6,940円、この期限を越え	
	-
て支出しているものが、69件、1億3,782万9,250円あった。	
《指導事項》	The same of the sa
(a) 手指消毒ジェル梱包・搬送業務に係る委託契約において、委託料は契約書に	教育庁
──│──│──│──│ 基づき請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、こ	
の期限を越えて支出しているものが、1件、28万1,986円あった。	
(b) 日額による報酬を支給することとされている非常勤の委員等に対する報酬に	総終部
ついては、職務に従事したときの翌月21日までに支給することとされている	
	<b>'</b>
が、支給が遅延しているものが、11名分、15万円あった。	
c その他	
特定医療の支給認定を受けている難病患者から、支給認定の有効期限の更新に	保健福祉部
一ついて申請があったときは、当該更新が必要であると認められるものについて、	
新たな有効期間を記した医療受給者証を交付することとなるが、事務処理の遅れ	<u>.</u>
により、当該更新前の有効期間の終期までに新たな医療受給者証の交付ができな	
│ │ │ │ │ │ │ 周知のための通知を医療機関や申請者等に行ったことから、当該通知に係る費用	]
│	
なお、新たな有効期間が記された医療受給者証が交付されなかったことによ	.
	<b>'</b>
いて、後日、患者に償還払いの手続きを行わせているものが、413件あった。	
《指導事項》	
│ │ │ (a) 前金払は、前金で支払をしなければ契約しがたい請負等に要する経費等を支	[ オホーツク総合振興周
│ │ │ │ │ 出する場合に限られているが、債権者から提出を受けた請求書により後日支払	<u>,</u>
が可能であるにもかかわらず、前金払により支出しているものが、1件、1万	
	<u> </u>
9,000円あった。	
(b) 収入証紙の誤貼付に伴う還付金について、代理人が領収しようとする場合に	
│ │ │ あっては、委任状が必要であるが、委任状による受領権限の確認を行わずに支	
払っているものが、2件、6,200円あった。	
エー契約に係る事項	
(7) 工事契約	
《指摘事項》	
a 契約金額が割高となっているもの	根室教育局
支援学校前庭張芝工事において、共通仮設費率に含まれる建設機械の運搬費を	
ものが、1件、9万9,000円あった。	7-1, -17, -17
b 落札者とすべきでない者を落札者としているもの	建設部
大規模改造電気設備工事において、入札時の評価点を誤ったことから、本来の	
のが、1件、7,367万8,000円あった。	
《指導事項》	
a 給湯設備改修工事契約において、予定価格調書の作成者は、作成後直ちに封筒	オホーツク教育局
に入れ、厳封の上、割印する等慎重な取扱いをしなければならないが、予定価格	
調書の作成後、これらを行わずに、見積合わせを行っていた。	'  
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の	
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の	
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の 契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しな ければならないが、これを作成していなかった。	:
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の 契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しな ければならないが、これを作成していなかった。 c 契約金額が割高となっているもの	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していなかった。 c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の 契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しな ければならないが、これを作成していなかった。 c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消 費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していなかった。  c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の 契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しな ければならないが、これを作成していなかった。 c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消 費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していなかった。  c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成したければならないが、これを作成していなかった。 c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,550円あった。 (4) 委託契約	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成したければならないが、これを作成していなかった。 c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,550円あった。 (イ) 委託契約 《指摘事項》	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成したければならないが、これを作成していなかった。 c 契約金額が割高となっているもの給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,550円あった。  (4) 委託契約  【指摘事項》  [4] 本本札者とすべきでない者を落札者としているものなど	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していなかった。  c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,550円あった。  (4) 委託契約  《指摘事項》  a 落札者とすべきでない者を落札者としているものなど  (a) 庁舎清掃委託契約に係る入札の執行において、入札書の記載金額を加除訂正	美唄尚栄高等学校
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成したければならないが、これを作成していなかった。  c 契約金額が割高となっているもの給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,550円あった。  (イ) 委託契約  (指摘事項)  a 落札者とすべきでない者を落札者としているものなど	美唄尚栄高等学校

(b) 委託契約に係る一般競争入札において、無権代理人の提出した入札書は無効 | 左表部局名のとおり としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札 者と契約を締結しているものが、2件、658万9,000円あった。

(単位:件、円)

(選於,)供 田)

部	局	名	件数	金 額	契 約 名	備考
紋別高	等看	護学院	1	5, 544, 000	寄宿舎賄業務委託契約	*
経	済	部	1	1, 045, 000	庁舎環境衛生管理業務	
	計		2	6, 589, 000		

(c) 庁舎等清掃業務において、最低制限価格が低く設定されたことから、失格と 左表部局名のとおり すべき者を落札者として契約しているものが、2件、861万6,300円あった。

農 業 大 学 校 1 7,412,900 予定価格の積算に計上した経費の 一部を算入しなかったことから最低		(平位・17											
一部を算入しなかったことから最低	精考		名	内		額	金	牛数		名	局	部	<u>r</u>
		上した経費の	算に計	断格の積		, 900	, 412	1	校	学	大	業	豊 淳
		ことから最低	かった	算入しな:	-								
制限価格が低く設定され、失格とす		れ、失格とす	設定さ	各が低く	伟								
べき者を落札者として契約した。	*	契約した。	こして	を落札者。	~								
旭川児童相談所 1 1,203,400 消費税等の率を誤ったことから最		たことから最	を誤っ	党等の率		, 400	, 203	1	所	目談	童 🧵	児	旭 川
低制限価格が低く設定され、失格と		され、失格と	く設定	西格が低	但								
すべき者を落札者として契約した。	*	て契約した。	皆とし	旨を落札さ	す								
計 2 8, 616, 300					1	, 300	, 616	2			計		

(d) 調査業務委託契約において、入札参加資格を有しない者と契約しているもの 総合政策部 が、1件、175万3,950円あった。

- b 安全キャビネット・クリーンベンチ保守点検業務等の委託契約において、契約 | 宗谷総合振興局 書により契約を締結するときの締結月日は、当該契約書に当事者双方が記名押印 をする日とし、これを遡及させる扱いをしてはならないが、契約締結日を遡及し ているものが、3件、185万7,834円あった。
- c 契約金額が割高となっているもの

左表部局名のとおり

予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかか わらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予 定価格を設定したことから、契約金額が割高となっているものが、5件、59万 6,685円あった。

(単位:件、円)

	部	局	名		件数	金	額	契 約 名	備考
保	健	褔	祉	部	1	321	, 795	北海道医療勤務環境改善支援セ	
								ンター運営事業委託業務契約	
環	境	生	活	部	4	274	1, 890	研修事業等に係る委託契約	
		計	•		5	596	6, 685		

## 《指導事項》

a 契約金額が割高となっているもの

左表部局名のとおり

予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかか わらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予 定価格を設定したことから、契約金額が割高となっているものが、3件、9万 9,392円あった。

(単位:件、円)

_										_							
	咅	ß	局	名	, 1		件数	金	額			多	<u>a</u>	約	名		備考
後	志	総	合	振	興	局	1	1	ι, 666	研修	を業	务委	託	契約			*
渡	島	総	合	振	興	局	1	3	7, 845	生活	5困	窮者	自:	立相	談支	援事業委	
										託第	美務書	契約					*
釧	路	総	合	振	興	局	1	49	9, 881	同	上						
			計				3	99	9, 392								

	b 生活困窮者自立相談支援事業委託契約において、予定価格調書の作成は、契約 担当者等又はその専決権を有する者の認印をもって作成するものとされている		興局
	が、権限を有しない者の認印をもって作成していた。		*
	c検査を行っていないものなど		
	(a) 給食調理業務委託契約において、学校に食品等が直接納品されたときは、契	旭川高等支援学校	
	約担当者等が指定する検査員が納品検査を行うこととなっているが、検査当日		
	に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。		*
	(b) 実施設計業務委託契約において、受託者から業務完了の通知を受けたとき	上川教育局	
	は、業務の完了を確認するための検査を行わなければならないが、成果品の一		
	部について、これを行っていなかった。		*
	(c) 請負に属する試験検査機器(恒温器)の定期点検委託業務について、実績報	釧路総合振興局	
	告書の提出があったときは、速やかに、検査員を定め当該委託契約の履行の確		
	認のための検査を行わなければならないが、これらを行っていないものがあった。		
	(d) 医療費分析等市町村支援及び健康・医療情報データベース構築等委託業務に	保健福祉部	
	ついて、実績報告書及び成果品の提出があったときは、その提出の日から起算		
	して10日以内に、検査員を定め当該委託業務の履行の確認のための検査を行わ		
	なければならないが、これを行っていないものがあった。		
T,	i 再委託の承諾手続を行っていないもの		
	(a) 実施設計業務委託契約において、受託者からの再委託の申し出を認める場合	上川教育局	
	は、書面により承諾することとされているが、この手続を行っていなかった。		*
	(b) 井戸水ろ過保守点検業務委託契約において、受託者の再委託を承諾する場合	釧路総合振興局	
	にあっては、あらかじめ受託者から書面を提出させ、承諾することとされてい		
	るが、これらの手続を行っていなかった。		
	e 給食搬送委託契約において、委託者は、契約の適正な履行を確保するため、受	上川教育局	
	託者からの学校給食搬送業務確認簿の報告により、給食の搬送及び回収に係る履		
	行確認を行うこととされているが、これを行っていないものがあった。	T.	*
	f 構内除排雪業務の委託において、随意契約の方法により契約を締結しようとす	計量檢定所	
	るときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、特段の理由もな	1	
	く1人の者から見積書を徴取し、契約を締結しているものがあった。		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	3 公共工事に係る設計委託契約において、受託者が前金払を請求する場合は、前	釧路総合振興局	
-   '	払金保証事業会社と委託期間の業務完了の期限を保証期限とする保証契約を締結	342146 11 327773	
	し、保証証書を委託者に提出しなければならないとされ、委託期間の延長があっ		
	たときは、受託者又は委託者は、前払金保証事業会社にその旨を通知することと		
	されているが、これを行っていないものがあった。		
1	n 北海道異業種チャレンジ奨励事業委託業務の契約においては、委託業務が完了	経済部	
1	し、契約の相手方から実績報告書及び収支精算書の提出を受けたときは、これを	120144	
	審査し、実支出額を確認の上、当該額と委託契約額とのいずれか低い額を業務委		
	新料の額と確定することとしている。		
	上記契約においては、業務の契約期間中に同一の事務所で他の委託契約の事業		
	も行うこととなったため、それぞれの事業の実支出額の算出に当たり、経費を按	L	
	分するなどの方法について受託者と協議の上、取り決める必要があったが、この		
	取り決めをしなかったことから、審査が適切に行われずに額が確定されていた。		
H	i 低層用昇降機等保守点検業務委託において、契約内容に関する承諾等を行う場	<b>数</b> 宏 木	
	- 低層用升降機等体が点機業務要配において、天が内存に関するが暗すを行う物 - 合は、書面により行わなければならないが、業務処理要領で定められた点検時期		
	について、変更の申出があったにもかかわらず、書面による承諾を行っていなか	1	-
	つた。		
$\vdash$	and the first the same to a solution and the sam		
-	予定価格調書の取扱いが適切でないものなど 「(a) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、委託契約におい	建設郊	
	(a) アた価格調音は、週辺な万法で保官しなりればならないが、委託失利において、封入した予定価格調書を異なるものに差し替えているものがあった。	(年取印)	
		:	
	(b) 予定価格調書は、秘密性を保持する必要性から作成後、直ちに封筒に入れ厳 ましたはおばならないが、 まるしないまま保管しているものがあった。		
<u> </u>	封しなければならないが、封入しないまま保管しているものがあった。	ANDA I 크로 Ho 카드	
1	c 庁舎清掃業務において、児童が新型コロナウイルスに感染したことにより、清	釧跲児重相談所 	,
	掃を休止するときは、清掃箇所の範囲や委託料の支払いなどについて、契約に基		
	づき、受託者と協議することとなるが、これを行うことなく、清掃の休止を指示した。日本日本では、大田本では、古田本では、1915年1917年1917年1917年1917年1917年1917年1917年		
L	した日に係る委託料を支出しているものが、2件、2万4,881円相当あった。		

	<u> </u>	1 契約書に必要な事項を記載していないもの	İ
		(a) 土木工事に係る設計業務を契約するときの契約書には、照査技術者に関する	農政部
		条項や前金払の請求に係る公共工事の前払金保証事業に関する法律による条項	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		などを設けることとされているが、契約書にこれらの必要な事項を記載してい	
		なかった。	
			水産林務部
		複写枚数から控除する枚数の割合等を記載しなければならないが、これらを記	小生物为印
		載していないものがあった。	
	//±¢	軟しといないものかあろた。 <b>討事項》</b>	
	<b>\\13</b>	<b>町事項</b> // さけ・ます保護水面管理委託業務においては、保護水面等管理委託事務処理要領	<b>卵盐压磨</b> B
		の中で、委託業務の内容を定めた業務処理要領が示されており、これに基づいて契	(水産林務部検討事項)
		約を締結しているが、遡上親魚の計数等を調査するなどの業務の一部については、	
		具体的にどのような実績を求めている業務であるかが明確になっていないため、本	
		来、実績の報告が必要な業務であるにもかかわらず、該当しない業務であると誤認	
		して委託先に業務実績を報告させていないものがあることから、保護水面等管理委	
		託事務処理要領を改正するなど、具体的な業務内容や実績報告の記載方法について	
	LL	検討する必要がある。	
(ウ)		<b>)他の契約</b>	
	【指	摘事項》	
		a 落札者とすべきでない者を落札者としているものなど	I
		(a) 単価契約に係る見積合わせの執行において、単価を訂正した見積書は無効と	" " "
		しなければならないが、これを有効としているものが、1件、9万1,751円あ	
		った。	*
		(b) 物品購入契約において、入札参加資格を有しない者と契約しているものが、	
		1件、132万4,400円あり、また、納品された物品の一部に要求仕様を満たして	
		いないものがあった。	<u> </u>
		b し尿浄化槽清掃業務において、槽内水張り処理の数量を誤って計上したことか	松前警察署
-		ら、予定価格が過少となり、本来競争入札を行わなければならないものを随意契	
		約しているものが、1件、110万6,277円あった。	*
		c 林道等用地に係る土地賃貸借契約について、随意契約の相手方と契約書を作成	日高振興局
		して契約を締結する場合は、契約の相手方を決定した日から7日以内に行わなけ	
		ればならないが、これを越えて契約を締結し、契約書の月日を遡って記載してい	
		るものが、7件、8万9,500円あった。	
		また、当該賃貸借契約に係る賃借料は、毎年9月30日までに支払うこととされ	
		ているが、この期限を越えて支出しているものが、18件、27万8,300円あった。	
		d 自動車賃貸借契約において、随意契約によることができる金額は、予定価格が	
		80万円を超えない場合とされているが、これを超えているにもかかわらず随意契	
		約としているものがあった。	
	《指	導事項》	
	] "	a 納品検査を行っていないものなど	
		(a) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員	興部高等学校 ※
		が行うこととされているが、検査を行っていないものがあった。	遠軽高等学校 ※
		William Control of March 200 March 2	十勝総合振興局 ※
		(b) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約事務担当職員以外	
		の者を検査員に指定して検査を行うこととされているが、暖房用燃料の納品検	
		査において、契約事務担当職員が検査を行っていた。	
		(c) 物品購入契約における納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受	総合政策部
		けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に休暇中	· ·
		の職員が検査を行ったとしているものがあった。	
		(d) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員	保健福祉部
		が行うこととされているが、検査を行っていないものがあった。	NV WE HA INCHI
		また、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	
		b 物品購入の一般競争入札の執行において、入札参加資格要件について、誤った	<b>全市整</b> 寂里
		内容を記載して公告したことから、入札公告と相違する内容で資格審査を行って	
		いるものがあった。	*
		c 構内駐車場補修工事に係る予定価格の積算において、区画線の延長や使用単価	
	-	を誤ったことなどから、予定価格が過大となっているものが、1件、56万428円	
	-	を誘うたことなどから、子足価格が過入となっているものが、1件、50万426円あった。	
		あった。 また、少額工事を施行しようとするときは、図面を作成しなければならない	
		が、当該工事において、これを行っていかかった	<u>*</u>

ı	1	I	l a	契約書に必要な事項を記	載していたいものたと	>	•	
				)産業廃棄物の処分に係			て 契約書にけ 法	北海道博物館
			1 1 '	って規定する区分ごとに 令で規定する区分ごとに				
			1 1	いないものがあった。		40144 D 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
				また、相手方から廃棄	<b>物の区分ごとに単価が</b>	目籍もなわっ	ているにもかかわら	
			.	ず、特段の理由もなく、				*
				<u>9、特段の埋田もなく、</u> ) 産業廃棄物の収集運搬				
			I I '	/ 産業廃棄物の収集運搬 産業廃棄物の適正な処理				
				— x x x x x x x x x x x x x x x x x x x		いるまれてく	いないないなならない	·
				が、これを記載していな ) 速度測定装置点検業務		初始書に	+刧処の日的な記載	#女 gg → 立□
			1 1	) 迷及側足装直尽快業務 しなければならないが、				
			1 1	- 0, ( - ( )	,	- >	3,1	
			1 1	び点検要領等が記載され				
			l I	あるかを明確にしていな			発的者に称わしてい	
			_	ないものが、2件あった	·	1	<b>カム姫笠に 011で</b>	<b>松</b> 本亡
				) 土地の貸付契約におい **・なければならないが				1
			•	載しなければならないが	、突利金額を設つし記	類している。	ものか、1件、1万	
			igwdown	6,235円あった。	7キ サイーーイモイヤン/サヒ キアレクム !ァ よゝ)	T #1640+	ロエナルルマカウン	ルロナエナが
				自動販売機の設置に係る				1
				た者は、契約の締結に当				
			1	の相手方として決定され		かる者を連	<b>青保証人として契約</b>	
				締結しているものが、3		+n.4/ - los	- 1. 28 tr 6/. 1 - 3 20 11	×
			1	モバイルWiーFiルー				
			l	る権利又は義務を第三者		譲渡の承諾に	は書面により行わな	
				ればならないが、これを		- 1214 +m (A) - 1 - 1 - 1	14 Martin on left when	₩
			-	農道工事における既存設				1
			l '	当たり、単価を誤ったこ	とから、補償額が過大	ことなっている	るものが、1件、3	
				2,661円あった。			L =+ -br >> l= +1+ > - 2.	NUR L. T. L. der
			l	物品購入契約の制限付一				釧路万面本部
				申請書では、入札参加資				
			!	について確認できないが	、入札参加資格がある	として甲請う	音に通知 し、人札 し	
				いるものがあった。		-, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -		no le to A le Co
İ				廃棄物収集運搬業務契約				胆振総合振興局
				認を行うこととされてい				de la de la fata la discolarita Menda
			1 -	道の所有に属する物品の				!
				き渡さなければならない	が、代金の完納前に	引渡しを行っ	っているものが、1	
				、5,567円あった。	I Deni A tala - dese -			
			1	補助金等を交付した場合		確定後、その	の内容を公表するこ	石狩振興局
				とされているが、これを			L total a man S S S S S S S S	
				業務を委託の方法により				
				定書により業務執行の決		いるが、マ	ップ作成等委託業務	
				おいて、これを行わずに		1. 03. 1	· b+ + + + + +	
}				物品の賃貸借契約におい			<del>-</del> '	
				場合には、入札参加者指		付さなければ	<b>まならないが、これ</b>	
				行っていないものがあっ		上ヶ旧 A ) := '	W + + + + + + + -	1. 77.44.3% 4P
				ソフトウエアの使用許諾				
				法により契約を締結しよ				
				ばならないが、特段の理	田もなく、1人の者か	り見積書を復	<b>敞取し、契約を締結</b>	
L.				ているものがあった。				
オ			る事	<u> </u>				
	(7)	物:		<b>-</b> ∓∥				
		《指	導事		)++	日は田老の	五十一体外ラ とかで	ナま如目りのしいり
				郵便切手類の払出しを受いの記録な行うことにな	- ·			
				いの記録を行うこととさ	オレ(いるか、北海追収	八証紙等につ	ソいてこれを行って	
			\ \	なかった。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1-14: -1-4.	
				部局名	内	容	備考	!
				大麻高等学校	北海道収入証紙		*	
1				オホーツク総合振興局	北海道収入証紙		*	
				带広児童相談所	収入印紙		*	
Ī	ı							1

. 1	1	b 消火器の取替を行っていないものなど	ĺ
		(a) 庁舎内に設置する消火器において、消防法による型式承認の効力が失われた	原子力環境センター
	;	消火器は、令和3年12月31日までに取り替えなければならないが、これを行わ	W.1 22 W 25 C C 2
		ずに設置していた。	*
		(b) 庁舎内に設置する消火器において、製造年から10年を経過する消火器は、法	
			<b>胆</b> 板
		令等に定める点検を実施しなければならないが、これを行っていないものがあった。	
		c 危険物の管理においては、取扱責任者は毒劇物等受払簿を備え、受入れの整理	亦歌警祭者
		をするとともに、使用の都度、使用者に記載させ、使用状況を明らかにしておく	
		こととされているが、これらを行っていなかった。	
		《検討事項》	
		公用車の運行管理に必要な各種事務手続は、北海道庁用自動車管理規程等により	総務部
		定められているが、レンタカーを借り上げ、職員に当該レンタカーの運行を命ずる	
		際の運行管理者による運行命令、当該職員による運行管理者への運行状況の報告及	
		び、「公用車運転に係る飲酒運転確認簿」の整理の手続が行われていない部局が散見	
		されることから、レンタカーの運行に係る手続について明確にするとともに、運行	
		管理者への周知等について検討する必要がある。	
	(1)	現金・保管有価証券	-
		《指導事項》	
		郵送現金等の処理において、現金又は有価証券の送付があったときは、現金等整	オホーツク総合振興局
		理簿に所要事項を記載の上、直ちに収納すべき徴収金を調査し、処理することとさ	
		れ、また、郵送封筒は保管することとされているが、郵送された郵便貯金差押に係	
		る貯金払戻証書について、現金等整理簿に記載しておらず、郵送封筒を保管してい	
		なかった。	*
	(ウ)	債権・基金	
		《指導事項》	
		漁港施設等の占用許可に伴う占用料債権について、部局長は、債権管理簿を備	
		「	1久心心心口1水兴内
		た、必要な事項を記録しておくこともに、毎会計平度の終了後、頃種先任同報日音   を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていなかった。	<u>"</u>
da -	T #		*
<i>/</i> /		(技術)に係る事項 積算	
	(/ )	**************************************	
		《指導事項》	// + // Λ IC (Β1 IC)
		a 治山工事において、仮設工の積算に当たり、仮橋及び敷鉄板の運搬費用は往復	後 志総 合 振 興 局
		分を積算しなければならないが、誤って片道分で積算していたため、設計金額が	
		53万9,000円過少となっていた。	*
		b 農道工事において、交通誘導警備員の算出に当たり、積算に計上する交通誘導	釧路総合振興局
		警備員の必要日数は、工事工程表により求めた実日数としなければならないが、	'
		誤って重複した作業日数で積算していたため、設計金額が81万4,000円過大とな	
		っていた。	
	(1)	事務処理	
		《指導事項》	
		a 森林整備工事において、本請負工事に係る契約締結時に受注者が法定外労災保	後志総合振興局
		険の契約を締結していない場合は、工事着手の前に請負期間を包含する法定外労	
		災保険を締結したことを保険証券の写しなどの提出により確認しなければならな	
		いが、これを行っていなかった。	*
		いが、これを行っていなかった。 b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の	
		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の	
		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ	
<u>ー</u> キ	計算	b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。	
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項	
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 <b>導事項》</b>	
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 (7) 証拠書類を紛失しているもの	建設部
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 (7) 証拠書類を紛失しているもの a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局	建設部
キ		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 (淳事項) (7) 証拠書類を紛失しているもの a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局 長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書	建設部
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 (淳事項) (7) 証拠書類を紛失しているもの a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局 長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書 及び領収証書を紛失しているものがあった。	建設部 北海道博物館 ※
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 (淳事項) (ア) 証拠書類を紛失しているもの a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局 長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書 及び領収証書を紛失しているものがあった。 b 市町村立小中学校の教職員に係る諸手当の認定簿等は、当該認定等に係る事務	建設部 北海道博物館 ※
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 (淳事項) (7) 証拠書類を紛失しているもの a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局 長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書 及び領収証書を紛失しているものがあった。 b 市町村立小中学校の教職員に係る諸手当の認定簿等は、当該認定等に係る事務 を所掌する部長等が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあった。	建設部 北海道博物館 ※ 教育庁
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 (ア) 証拠書類を紛失しているもの a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局 長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書 及び領収証書を紛失しているものがあった。 b 市町村立小中学校の教職員に係る諸手当の認定簿等は、当該認定等に係る事務 を所掌する部長等が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあった。 (イ) 前渡資金の支払事務において、部長等が指定する職員は、支払事務終了後に内容	建設部 北海道博物館 ※ 教育庁
+		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行っていなかった。 証明に係る事項  (す) 証拠書類を紛失しているもの  a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書及び領収証書を紛失しているものがあった。 b 市町村立小中学校の教職員に係る諸手当の認定簿等は、当該認定等に係る事務を所掌する部長等が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあった。 (4) 前渡資金の支払事務において、部長等が指定する職員は、支払事務終了後に内容を確認し、その結果を書面に記録することとされ、さらに、資金前渡員が前渡資金	建設部 北海道博物館 ※ 教育庁
キ		b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の 追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これ を行っていなかった。 証明に係る事項 (ア) 証拠書類を紛失しているもの a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局 長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書 及び領収証書を紛失しているものがあった。 b 市町村立小中学校の教職員に係る諸手当の認定簿等は、当該認定等に係る事務 を所掌する部長等が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあった。 (イ) 前渡資金の支払事務において、部長等が指定する職員は、支払事務終了後に内容	建設部 北海道博物館 ※ 教育庁

(ウ) 前渡資金については、前渡資金経理簿を備え、その保管に属する現金の出納を明	十勝総合振興局 ※
らかにしておくものとされているが、これを備えていなかった。	宗谷総合振興局
(エ) 部内検査を行っていないものなど	
a 収入取扱員に異動があった場合は、検査員を定めて、その所掌する現金の出納	釧路総合振興局
事務について検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。	
また、この場合にあっては、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、	
その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならな	
いが、これを行っていなかった。	
b 収入取扱員の所掌する現金等の出納事務については、毎年3月31日において、	石狩振興局
検査員を定めて、部内検査を行うこととされているが、これを行っていなかった。	保健福祉部
c 資金前渡員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日において、検	経済部
査員を定めて、部内検査を行い、検査終了後、速やかに検査報告書により部長に	
報告することとなっているが、これらを行っていなかった。	
《検討事項》	
施業道用地として借用している土地の賃借料については、近隣の取引事例地の価格を	留萌振興局
補正するなどした標準価格により当該土地の評価額を算定した上で、地域の実態を調査	(水産林務部検討事項)
した結果に基づく乗率により賃借料の年額を算定したとしているが、取引事例地を採用	
した際や乗率を調査した際の関係書類を保管しておらず、算定の根拠が確認できない状	
況にあることから、算定に当たっての根拠となる関係書類については、適切に保管され	,
るよう各総合振興局等に通知するなど、その取扱いについて検討する必要がある。	

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

# (6) 公用車による交通事故等に関する監査結果

	監査結果の態様別区分	部 局 名
ア	公用車による交通事故に係る事項	
	《指摘事項》 賠償金等が1件100万円以上の支出があるものなど	
	公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、3件、842万5,149円の	警察本部
	支出があった。	
イ	行政事故に係る事項	
	《指摘事項》賠償金等が1件100万円以上の支出があるもの	
	道立高等看護学院において、教員による学生へのハラスメント行為があり、賠償金と	保健福祉部
	して、12名分、755万7,500円の支出があった。	
	《指導事項》 賠償金等が 1 件10万円以上の支出があるもの(上記指摘事項を除く。)	
	職務の執行において行政事故が発生し、修繕費用として、1件、68万2,000円の支出	警察本部
	があった。	
ウ	管理瑕疵に係る事項	
	《指摘事項》 賠償金等が1件100万円以上の支出があるもの	
	(7) 学校敷地内の樹木の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、124	小樽潮陵高等学校
	万7,657円の支出があった。	*
	(イ) 給水管の管理瑕疵による破断、漏水事故が発生し、展覧会の物販商品等が水濡れ	近代美術館
	汚損したため、賠償金として、1件、215万611円の支出があった。	
	(ウ) 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、156万9,240円の	警察本部
	支出があった。	
	《指導事項》 賠償金等が1件10万円以上の支出があるもの(上記指摘事項を除く。)	
	(ア) 高等学校グラウンドの管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、	檜山教育局
	57万9,117円の支出があった。	*
	(イ) 施設の管理瑕疵による事故が発生し、賠償金として、2件、112万6,888円の支出	空知教育局
	があった。	
	(ウ) 漁港内道路の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、24万7,918	水産林務部
	円の支出があった。	
	N/ Art - to a man	日中間却生による人主文

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

# (7) 公有財産の損傷等に関する監査結果

監査結果の態様別区分

部局名

公有財産の損傷に係る事項

《指摘事項》

消防防災ヘリコプターの損傷が発生し、修繕費用等として、172万466円の支出があっ総務部

イ 物品の損傷に係る事項(公用車の修繕を除く。)

《指摘事項》

修繕費用として合計額が5万円以上の支出があるもの

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計11部局で、12件、109万6,779円の支出があった。

(単位:件、円)

左表部局名のとおり

	部	局	名		件数	金 額	損 傷 物 品	備	考
空	知 総	合	振り	興 局	1	70, 400	パーソナルコンピュータ		*
旭	川:	方 i	面 本	部	1	78, 650	車載式速度測定装置		*
北	の森つ	らくり	専門	学院	2	101,640	スノーモービル		*
函	館中	央	警	察 署	1	143, 000	防犯カメラシステム		*
宗	谷 総	合	振り	興 局	1	61, 446	パーソナルコンピュータ		
岩	見沢原	農業	高等	学校	1	285, 111	ホイールローダ		
上	川絲	合	振り	興 局	1	79, 200	パーソナルコンピュータ		
江	別	警	察	署	1	51, 546	パーソナルコンピュータ		
総	合	政	策	部	1	50, 820	パーソナルコンピュータ		
経		済		部	1	64, 350	パーソナルコンピュータ		
室	蘭	警	察	署	1	110, 616	パーソナルコンピュータ		
	計	11	部局		12	1, 096, 779	-		

# 《指導事項》

修繕費用として合計額が5,000円以上の支出があるもの(上記指摘事項を除く。)

を除く。) 左表部局名のとおり

(単位:円)

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計3部局で、3件、8万9,375円の支出があった。 (単位:件、円)

	部	局	名		件数	_ 金 額	損 傷 物 品	備	考
鷹	栖 養		護 学	校	1	29, 700	タブレット端末		*
釧	路 総	合	振 興	局	1	21, 362	プリンター		
日	高	振	興	局	1	38, 313	ドローン		
	計	3	部局	1	3	89, 375			

ウ 物品の亡失に係る事項

《指摘事項》

物品の亡失が発生した部局が、計14部局あった。

左表部局名のとおり

	部	局	名			亡失物品	支出金額	備考
千	歳北	易店	等	学	校	機械警備用電子キー		*
胆	振	教	育	:	局	公用スマートフォン		*
後	志 総	合	振	興	局	機械警備用電子キー、公用スマートフォン	6, 600	代替品購入
								(電子キー)
								*
函	館	Ē	隻	学	校	共通乗車券		*
教	育	研	究	:	所	生徒実習システム用スピーカー	274, 087	賠償金
宗	谷 総	合	振	興	局	デジタルカメラ	_	
帯	広	警	察		署	救助活動用具等	_	
上	川総	合	振	興	局	ドローン	_	
胆	振 総	合	振	興	局	公用車の鍵、ポケットGPS	26, 070	代替品購入
								(車の鍵等)
総	合	政	策	Î.	部	共通乗車券		
北	警		察		署	共通乗車券	_	
警	- 察		本		部	共通乗車券	_	
中	央 児	童	相	談	所	公用車の鍵	_	
水	産	林	矝	j	部	公用スマートフォン	_	

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

# 【第3 公営企業会計に係る定期監査結果】

# (1) 経党に係る事業の管理に関する監査結果

監査結果の態様別区分	部局名
<b>指摘事項》</b>	
ア 病院事業の経営については、当年度の純損失が3億3,599万7,324円となり、未処理欠損金	道立病院局
は545億5,216万2,423円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあ	
るため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。	
イ 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億9,245万6,449円、未処理欠損金	建設部
は108億8,075万4,812円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引	
き続き経営の改善を図る必要がある。	
ウ 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が1,854万531円、未処理欠損金が4億	
2,096万5,495円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引き続き経営の改	
善善を図る必要がある。	

(2	②) 合規性の視点に関する監査結果	÷n == ==	
	監査結果の態様別区分	部 局 名	
7			
	《指導事項》	以内 緑ヶ丘病院 ※ ※ ※ に	
	病院における物品の出納等に関する事務については、物品管理主任が行わなければなら	江差病院	
	ないが、物品管理主任に任命されていない者が当該事務を行っていた。		
	なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。		
(	収入に係る事項		
	《指導事項》		
	(7) 収入金について、納入義務者が、納期限までに完納しないときは、納期限後30日以内		
	に、督促状により、期限を指定して督促を行わなければならないが、これを行っていな	向陽ヶ丘病院	×
	いものがあった。		
	(4) 休日や時間外における患者の診療等により、納付額を確定することができないときに	向陽ヶ丘病院	
	患者から預かる医療費預り金について、保管期限が経過したときは出納金融機関に預け		
	入れることとされているが、これを行わず、保管したままになっているものや患者等に		
	返還する際は預り証に返還年月日の記入及び本人の署名押印を受けることとされている		
	が、これらを行っていないものなど所定の手続を行っていないものがあった。		•
	(ウ) 公共下水道料金に係る未収金について、督促状の指定期限経過後も、なお納付のない	建設部	
	ものに対し、長期間催告を行っていないものがあった。		
	また、消滅時効が完成したときは、不納欠損の整理を行わなければならないが、これ		
	を行っていないものがあった。		
7	支出に係る事項		
	《指摘事項》		
	職員の私費立替払は、緊急かつ予期しない経費又は軽微な経費について、職員がやむを	緑ヶ丘病院	
	得ず立て替えて支払う必要がある場合に行うことができ、その場合は、立て替えた職員に		
	対し、当該立替金を資金前渡の手続により支払うこととされているが、学会への参加費等	•	
	の支出について、資金前渡の手続によらず、企業出納員から立て替えた職員へ支払ってい		
	るものが、8件、8万8,000円あり、このうち、参加決定後に企業出納員から主催者へ直		
	接参加費等を支払うことが可能であったものなど、私費立替払の必要がなかったものが、		
	5件、5万3,500円、決定書による参加決定前に私費立替払を行っているものが、1件、9,000		
	円あった。		•
	《指導事項》		
	(7) 赴任旅費の支給において、赴任旅行に伴う旧居住地での宿泊料等は転任を命ぜられた	向陽ヶ丘病院	
	職員に限り支給できることとされているが、支給対象外である新規採用職員に適用した		
	ことから、過払いとなっているものが、1名分、9,610円あった。		
	(4) 共通乗車券の取扱いについて、契約の相手方から請求書及び請求明細書を受理したと		
	きは、乗車券管理者は、取扱責任者が行った当該請求明細書と乗車券利用控との照合内		
	容が相違ないことを確認の上、当該請求書に事実証明を行うものとされているが、これ		
	を行っていなかった。		>

(3) 担任派奏の支配において、急要のない参配料の減額調整を行ったことなどにより、末 支給となっているものが、1名分、27% 6887月あた。 (7) が費の支給において、長期間の研修を受受ける所定を移動を付わず1目中その用務地 に滞在するときは、その移動を伴わない日の旅行養果については支給しないこととされ でいるが、これを支給したため、過払いとなっているものが、5名分、1万1,100円あった。 また、宿泊等において、宿泊地の区分を譲ったことから、未支給となっているものが が、3名分、7,700円あった。 (3) パーソファルコンビュータの賃貸借契約において、城岸等が生じたときは、賃貸人は賃 借人の責めに帰する当理はこちものな総合を構造を入うこととされているが、賃借 人の責めに帰すべき埋由しあるのとの総合を維持表を入りこととされているものが あった。 実際に係る事項 (有機事項) (7) 工事契約に始る完成機会については、支出負担行為担当者が指定する検査員が行うこ ととされているが、その指定及び完成機会を行っていなかった。 (4) 契約が利用をなっているもの a ボイラー画際を担急権及び必定を得金がそびわいたことから、予定価格が過大となり、契約金額 が1575万6,500円積を1金をつていた。 b 道立項院除内保育策格を主発的において、業務処理契領に定めのない 世能検査等の業務を情算に含めていたことから、予定価格が過大となり、契約金額 が1575万6,500円積割をとなっていた。 b 道立項院除内保育所得で素粉を主発的において、業務処理契領に定めのない でおかいこととしている日曜日度の父科をも整備と含めるとしていたことから、予 定価格が過大となり、契約金額が必が71,300円製造となていた。 (7) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を結結 しようとするときは、予定総格調書を作成しなければならないが、これを作成していない いものがあった。 (4) 定期刊行動の購入については、年度当初において、定期7行動脈入決と輩により売度 しようとするときは、予定総格調書を作成しなければならないが、これを作成していなか 連結することとがで点を接近事業第において、男後計の家部に当たっては、受託者に再奏 於の概要に係る審理を提出して、当たらを行っていないものがあった。 (9) 放射線接受等等点接受を開放していては、年度当初の実施に当たっては、受託者に再奏 終めに係る事項 (有機事項) 国定資産である粉粒信品を研究しようとするときに、あらかしめ、事業資産から事業外 資産へ分類集するととについて、道立病院部を行っていないものがあった。 ※ 首配に所る事項 (有機事項) 国定資産である粉粒信品を研究しようときは、あらかしめ、事業資産から事業外 資産へ分類集するととについて、道立病院部を行っていたいものがあった。 ** (技術)に係る事項 (有機事項) 国定資産でもの経験信息を受けないためのがあった。 ※ 首配にいたの事業を行っていなからがあった。 ** (対策を可) 「規格事項) 現を使うな事項 (有機事項) 現金取扱の次代があった場合においては、前任者において別相書を作成し、異動発令 う日から10日以内に担当する事務を後任者において、工事が設備に不適の含有の有無についな 全所にこれらの事を行っていなからのが 対域を行っていなかった。 ** (対策を可) (有機事項) 現金取扱の次代があった場合において、対域のでは、対域の会の方を対していなが を対していないのが では、対域のでは、またいでは、またがでは、対域を対しているが を対しているがでは、対域のでは		(ウ) 時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが、4名分、3万2,615円、1週間の勤務時間を超えていたにもかかわらず、未支給となっているものが、1名分、5,176円あった。	
に滞布するときは、その移動を伴わない目の旅行議院については支給しないこととされているが、これを支給したため、過払いとなっているものが、5名分、1万1,100円あった。 また、宿泊料において、宿泊地の区分を誤ったことから、未支給となっているものが、3名分、7,700円あった。 (3) パーソナルコンピュータの賃貸借契約において、設備等が生じたときは、賃貸人は賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き修繕務務を負うこととされているが、賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き修繕務務を負うこととされているが、賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き修繕務務を負うこととされているが、賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き修繕務務を負うこととされているが、賃借人の責めに帰すべき理由になるのを除き修繕務務を負うこととされているが、賃借人の責めに帰すべき理由の存否について検討等を行むすに修繕料を支出しているものがあった。  本記、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (1) 契約が割削さとっているもの 「金 ボイラー運転監視点検及び必務補委託業務において、業務処理要領に定めのない性性総対金等の支充を対策となっていた。		(エ) 赴任旅費の支給において、必要のない移転料の減額調整を行ったことなどにより、未	江差病院
また、宿泊料において、宿泊地の区分を譲ったことから、未支給となっているものが、3.名分、7,700円あった。 (3) パーソナルコンピュータの賃貸借契約において、故障等が生じたときは、賃貸人は賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き修繕義務を負うこととされているが、賃借人の責めに帰すべき理由の存否について検討等を行わずに修繕料を支出しているものがあった。  契約に係る事項 (情報事項) (7) 工事契約に係る完成検査については、支出負担行為担当者が指定する検査員が行うことされているが、その指定及び完成検査を行っていなかった。なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。(1) 契約が割高となっているもの		に滞在するときは、その移動を伴わない日の旅行雑費については支給しないこととされているが、これを支給したため、過払いとなっているものが、5名分、1万1,100円あ	
# 人の責めに帰すべき理由によるものを除き修繕義務を与うこととされているが、賃借人の責めに帰すべき理由の存否について検討等を行わずに修繕幹を支出しているものがあった。  **契約に係る事項    (**)		また、宿泊料において、宿泊地の区分を誤ったことから、未支給となっているもの	
大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大		借人の責めに帰すべき理由によるものを除き修繕義務を負うこととされているが、賃借	
(行) 工事契約に係る完成検査については、支出負担行為担当者が指定する検査員が行うこととされているが、その指定及び完成検査を行っていなかった。			
(7) 工事契約に係る完成検査については、支出負担行為担当者が指定する検査員が行うこととされているが、その指定及び完成検査を行っていなかった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (4) 契約が割高となっているもの a ボイラー運転監視点検及び公務補委託業務において、業務処理要領に定めのない性能検査を変業を発費に含めていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が575万6,520円割高となっていた。 b 道立病院院内保育所保育業務委託契約において、業務処理要領上、原則、保育を行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めるなどしていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が620万1,360円割高となっていた。 (4) 定期刊行物の購入において、契約担当者等は、1 件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (4) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の配載をせずに決定を行っているものがあった。 (5) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承話に当たっては、受託者に再委託の確認することときれているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (c) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  対産に係る事項 (指導事項) 固定資産である器被備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外 査との子録をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手法を行いを決めてきないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  本 (技術) に係る事項 (指導事項) 現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異勤発令 江差病院 の の から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。	エ		
ととされているが、その指定及び完成検査を行っていなかった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (イ) 契約が割高となっているもの a ボイラー運転監視点検及び公務補委託業務において、業務処理要領に定めのない性能検査等の業務を積算に含めていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が515万6、520円割高となっていた。 b 道立病院院内保育所保育業務委託契約において、業務処理要領上、原則、保育を行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めるなどしていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が620万1,360円割高となっていた。 (f) 定期でしたうときまた、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (イ) 定期刊行物の購入において、契約担当者等は、1 作の予定価格が100万円以上の契約を締結し、ようをときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (f) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記述をせずに決定を行っているものがあった。 (f) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承諾に当たっては、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、今理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを分割で手の表を認めていた。 (z) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。 オ 財産に係る事項 (指導事項) 固定資産である器検備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外 育センター 関連等項 によいの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。 ※ 工事(技術) に係る事項 (指導事項) 工業用水道冷水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  **  **  **  **  **  **  **  **  **			<b>江羊疟</b> 陀
なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (イ) 契約が割高となっているもの a ボイラー運転監視点及び公務補委託業務において、業務処理要領に定めのない性能検査等の業務を積算に含めていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が576576、520円割高となっていた。 b 道立病院院内保育所保育業務委託契約において、業務処理要領上、原則、保育を行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めるなどしていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が620万1、360円割高となっていた。 (指導事項) (7) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (イ) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。 (グ) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承諾に当たっては、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (エ 施設整備に係る機関工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  対応に係る事項 (指導事項) 国定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外子ども総合医療・療資産へ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、きらに、管理接等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  工事(技術) に係る事項 (指導事項) 工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事が否かの判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項 (指導事項) 現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令のわら10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って、かった。			江左州阮
(4) 契約が割高となっているもの		•	
性能検査等の業務を積算に含めていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が575万6,520円制高となっていた。 b 道立病院院内保育所保育業務委託契約において、業務処理要領上、原則、保育を行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めるなどしていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が620万1,360円割高となっていた。  (指導事項) (7) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結 縁ヶ丘病院しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (4) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。 (5) 放射線装置等保守点検委託業務において、更季託の承諾に当たっては、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (1) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  対底に係る事項 (指導事項)  工事(技術)に係る事項 (指導事項)  工業日本道学本場施設外整補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無につい 企業局判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項 (指導事項)  東急取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異勤発令に、足達病院 (注海事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異勤発令 (江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江美病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江美病院 の日か 10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江美病院 の日か 10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江美病院 の日が 10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江美病院 の日が 10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って (江東京院 10日以内に担当な 10日以内に担当な 10日以内に担当な 10日以内に関する 10日以			
が575万6,520円割高となっていた。		a ボイラー運転監視点検及び公務補委託業務において、業務処理要領に定めのない	江差病院
B 道立病院院内保育所保育業務委託契約において、業務処理要領上、原則、保育を 行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めるなどしていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が620万1,360円割高となっていた。  (精導事項)  (7) 物品の購入において、契約担当者等は、1 件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。  (4) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。  (5) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承訴に当たっては、受託者に再委 江差病院 形の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか 確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。  (2) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  オ 財産に係る事項  (指導事項)  正業用水道冷水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無につい企業局で接続)の手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  メ 大部できないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  メ 大部・事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  本 大き術)に係る事項  (指導事項)  正業用水道冷水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無につい企業局、対策的で係る事項  (指導事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異勤発令の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。  本 計算証明に係る事項  (指導事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異勤発令に立き病院			į
(指導事項)  「行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めるなどしていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が620万1,360円割高となっていた。  (指導事項)  「(7) 物品の購入において、契約担当者等は、1 件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (4) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。 (5) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承諾に当たっては、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを行力でに再委託を認めていた。 (2) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  オ 財産に係る事項  (指導事項)  国定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外育を企う気援換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  カ 工事 (技術)に係る事項  (指導事項)  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無についな業局で、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項  (指導事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。			
定価格が過大となり、契約金額が620万1,360円割高となっていた。 (指導事項) (7) 物品の購入において、契約担当者等は、1 件の予定価格が100万円以上の契約を締結			
(指導事項) (7) 物品の購入において、契約担当者等は、1 件の予定価格が100万円以上の契約を締結 緑ヶ丘病院しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (4) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。 (5) 放射線装置等保守点検索託務において、再季託の承諾に当たっては、受託者に再委に発療に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (エ) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けないたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  対産に係る事項 (指導事項)  国定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外資産へ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管理接等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  工事(技術)に係る事項 (指導事項)  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無につい金業局で受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項 (指導事項)  現意財扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令の目から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。  は著事項)  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除 「注意解除」  「注意解除」  「注意解除 「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除 「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除 「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除 「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除」  「注意解除 「注意解除」  「注意解析」   「注意解析」			
(7) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結 しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (4) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。 (5) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承諾に当たっては、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (5) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  対 対産に係る事項 (指導事項)  固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外育をセンター理接等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  工事(技術)に係る事項 (指導事項)  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項 (指導事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。	}		
しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (イ) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。 (ヴ) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承諾に当たっては、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (エ) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  対 対産に係る事項 (指導事項)  国定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外資産へ須換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管理機等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  エ事(技術)に係る事項 (指導事項)  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める居出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項 (指導事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発合の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。			緑ヶ丘病院
しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。	- 1	しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成している	1
(ウ) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承諾に当たっては、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (エ) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  財産に係る事項  (指導事項)  工事(技術)に係る事項  (指導事項)  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、資注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  キ 計算証明に係る事項  (指導事項)  東強性の表現を持ちました。  本 計算証明に係る事項  (指導事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令の目から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。  本 計算証明に係る事項			2
能の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか。 確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (z) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。		しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。	*
確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。 (エ) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受け 建設部  対 財産に係る事項  (指導事項)  固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外 資産へ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  エ事(技術)に係る事項  (指導事項)  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項  (指導事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。			1
(エ) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。  対 財産に係る事項  (指導事項)  固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外資産へ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  本事(技術)に係る事項  (指導事項)  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項  (指導事項)  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。			7
ていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。			
オ 財産に係る事項  《指導事項》  固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外 音を変をへ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  本 (技術)に係る事項  《指導事項》  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていなかった。  ま 計算証明に係る事項  「指導事項》  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。			「 建設部
【指導事項】	<u></u>		
固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外 子ども総合医療・療 資産へ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管 理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。  本	<sup>^</sup>		
<ul> <li>資産へ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。</li> <li></li></ul>			イント総合医療・療
理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。 ※			
事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。 ※		理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理	<b>里</b>
カ 工事(技術)に係る事項  《指導事項》  工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無につい て、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの 判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項  《指導事項》  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って いなかった。		をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、	
《指導事項》       工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無につい で、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの 判断を行っていなかった。       企業局         計算証明に係る事項       《指導事項》       現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って いなかった。       江差病院			<u> </u>
工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無につい 企業局 で、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの 判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項  《指導事項》  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令 江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って いなかった。	カ		
て、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの 判断を行っていなかった。  計算証明に係る事項  【指導事項》  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令 江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って いなかった。			
判断を行っていなかった。			1
キ 計算証明に係る事項  《指導事項》  現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令 江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って いなかった。			9
【指導事項》	J.		
現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令 江差病院 の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って いなかった。	*		
の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って いなかった。			今 汀羊症院
		の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行って	
	<u> </u>		

# (別記2) 監査実施部局及び監査実施年月日

# 〇一般会計及び特別会計

# 1 知事部局

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討_	実地	法方法 事面
総務部	令和5年7月3日から6日 まで ほか	2	5	1	•	
北方領土対策根室地域本部	令和4年12月6日				•	
東京事務所	令和4年11月28日から30日 まで				•	
札幌道税事務所	令和5年1月11日から13日 まで	-	1		•	
消防学校	令和4年11月10日				•	
原子力環境センター	令和4年12月14日及び15日	1	2	,	•	
総合政策部	令和5年6月12日から15日 まで	5	1	2	•	
サハリン事務所	令和5年6月15日					•
環境生活部	令和5年6月27日から29日 まで	1	1		•	
北海道博物館	令和5年2月7日		2		•	
保健福祉部	令和5年6月19日から23日 まで	5	5		•	
衛生研究所	令和4年12月22日				•	
旭川高等看護学院	令和5年2月15日					
紋別高等看護学院	令和5年1月25日	1			•	
江差高等看護学院	令和5年6月23日					•
心身障害者総合相談所	令和5年6月23日					•
精神保健福祉センター	令和4年12月12日				•	
旭川子ども総合療育センター	令和5年2月13日	1			•	
	令和4年12月13日	***	1		•	
大沼学園	令和5年2月8日				•	
女性相談援助センター	令和5年6月23日					•
中央児童相談所	令和5年6月23日	1	·			•
旭川児童相談所	令和5年2月14日	1	1		•	
帯広児童相談所	令和5年1月24日及び25日		1		•	
釧路児童相談所	令和5年6月23日		1			•
函館児童相談所	令和5年2月6日及び7日				•	
北見児童相談所	令和5年6月23日				-	•
岩見沢児童相談所	令和4年12月21日		1		. •	
室蘭児童相談所	令和5年6月23日					•
経済部	令和5年6月13日から16日 まで	4	5		•	
計量検定所	令和5年4月18日		1		•	
 札幌高等技術専門学院	令和5年4月19日				•	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
血且天旭印刷	监查关旭平月日	指摘	指導	検討	実地	書面	
函館高等技術専門学院	令和5年3月8日				•		
旭川高等技術専門学院	令和5年1月19日				•		
北見高等技術専門学院	令和5年1月26日				•		
室蘭高等技術専門学院	令和5年5月18日				•		
苫小牧高等技術専門学院	令和5年5月17日		1		•		
帯広高等技術専門学院	令和5年3月8日				•		
釧路高等技術専門学院	令和5年4月26日				•		
障害者職業能力開発校	令和5年4月20日				•		
農政部	令和5年6月26日から30日 まで	2	2		•		
農業大学校	令和5年1月26日及び27日	1			•		
水産林務部	令和5年7月4日から7日 まで	3	3		•		
漁業研修所	令和5年3月7日				•		
北の森づくり専門学院	令和5年1月18日	1			•		
建設部	令和5年6月20日から23日 まで	2	3		•		
出納局	令和5年7月4日及び5日		1		•		
空知総合振興局	令和4年12月5日から9日 まで	2	2		•		
石狩振興局	令和5年5月8日から12日 まで		5	-	•		
後志総合振興局	令和5年1月17日から20日 まで	1	6		•		
胆振総合振興局	令和5年5月16日から19日 まで ほか	1	5		•		
日高振興局	令和5年5月16日から19日 まで	3	5		•	, ,	
渡島総合振興局	令和5年2月13日から17日 まで	1	6		•		
檜山振興局	令和5年4月11日から14日 まで			-	•		
上川総合振興局	令和5年5月9日から12日 まで ほか	3	4		•		
留萌振興局	令和5年4月11日から14日 まで			2	•		
宗谷総合振興局	令和5年4月18日から21日 まで	3	2		•		
オホーツク総合振興局	令和5年1月23日から27日 まで ほか	1	9		•		
十勝総合振興局	令和5年3月7日から10日 まで	1	6		•		
釧路総合振興局	令和5年4月25日から28日 まで ほか	3	10		•		
根室振興局	令和4年12月5日から9日 まで	2	1		•		
知事部局計 61	1	52	99	5	53	8	

## 2 各種委員会等事務局

監査実施部局	監査実施年月日		監査結果	監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面
議会事務局	令和5年7月18日から20日 まで				•	
選挙管理委員会事務局	令和5年6月13日 ほか				•	

監査委員事務局	令和5年7月4日		•	
人事委員会事務局	令和5年7月5日		•	
労働委員会事務局	令和5年7月6日		•	
各種委員会等計 5			5	

# 3 教育庁

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
	令和5年6月20日から23日 まで ほか	3日1向	指导 6	1欠可)	天心	青川
教育研究所	令和5年4月11日	1			•	
特別支援教育センター	令和5年6月23日					•
図書館	令和5年4月12日				•	
近代美術館	令和5年4月13日	1	1		•	
旭川美術館	令和5年1月17日				•	
函館美術館	令和5年6月23日			-		•
帯広美術館	令和5年6月23日					•
空知教育局	令和5年5月16日から18日 まで		1		•	
夕張高等学校	令和5年5月18日				_	•
岩見沢東高等学校	令和5年5月18日					•
岩見沢西高等学校	令和5年4月19日				•	
岩見沢農業高等学校	令和5年4月20日	1			•	
美唄尚栄高等学校	令和5年4月18日		1		•	
美唄聖華高等学校	令和5年4月19日				•	
南幌高等学校	令和5年2月17日				•	
長沼高等学校	令和5年5月18日					•
栗山高等学校	令和5年5月18日					•
月形高等学校	令和5年5月18日					•
芦別高等学校	令和5年4月20日		·		•	
滝川高等学校	令和5年5月18日					•
滝川工業高等学校	令和5年4月21日				•	
砂川高等学校	令和5年5月18日		,			•
深川西高等学校	令和5年5月18日					•
深川東高等学校	令和5年5月18日					•
奈井江商業高等学校	令和5年5月18日					•
新十津川農業高等学校	令和5年5月18日					•
美唄養護学校	令和5年5月18日					•
南幌養護学校	令和5年4月27日			200.00	•	
雨竜高等養護学校	令和5年5月18日					•

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
岩見沢高等養護学校	令和5年5月18日					•
夕張高等養護学校	令和5年4月28日	-			•	
石狩教育局	令和4年12月13日から16日 まで				•	
札幌東高等学校	令和4年12月16日				·	
札幌西高等学校	令和4年11月8日				•	
札幌南高等学校	令和4年11月9日		,			
札幌北高等学校	令和4年12月16日					•
札幌月寒高等学校	令和4年12月16日					•
札幌啓成高等学校	令和4年11月8日				•	
札幌北陵高等学校	令和4年11月9日				•	
札幌手稲高等学校	令和4年12月16日					•
札幌丘珠高等学校	令和4年12月16日					•
札幌西陵高等学校	令和4年11月8日				•	
札幌白石高等学校	令和 4 年12月16日					•
札幌東陵高等学校	令和 4 年12月16日					•
札幌南陵高等学校	令和4年12月16日					•
札幌東豊高等学校	令和4年12月16日	•				•
札幌厚別高等学校	令和 4 年12月16日					•
札幌真栄高等学校	令和4年11月9日				•	
札幌あすかぜ高等学校	令和4年12月16日					•
札幌稲雲高等学校	令和4年11月11日				•	
札幌英藍高等学校	令和4年12月16日				·	•
札幌平岡高等学校	令和4年12月16日					•
札幌白陵高等学校	令和 4 年12月16日					•
札幌国際情報高等学校	令和4年12月16日					•
札幌東商業高等学校	令和 4 年12月16日					•
札幌工業高等学校	令和 4 年12月16日					•
札幌琴似工業高等学校	令和4年12月16日					•
有朋高等学校	令和 4 年12月16日					•
江別高等学校	令和 4 年12月16日					•
野幌高等学校	令和 4 年12月16日					•
大麻高等学校	令和4年11月24日		1		•	
千歳高等学校	令和4年11月10日		1		•	
千歳北陽高等学校	令和4年11月10日	1			•	
北広島高等学校	令和4年11月10日				•	

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
北広島西高等学校	令和 4 年12月16日	314 314 3	7.7.7	0253		•
<del>工</del> 行 石狩翔陽高等学校	令和4年12月16日				-	•
石狩南高等学校	令和 4 年12月16日					•
当別高等学校	令和4年11月1日				•	
惠庭南高等学校	令和4年12月16日					
恵庭北高等学校	令和 4 年12月16日	<del></del>				
札幌視覚支援学校	令和4年12月16日					•
札幌聾学校	令和4年11月11日	<del></del>			•	
札幌養護学校	令和4年12月16日					•
星置養護学校	令和4年11月2日				•	
札幌伏見支援学校	令和 4 年12月16日					•
真駒内養護学校	令和 4 年12月16日					•
手稲養護学校	令和 4 年12月16日					•
拓北養護学校	令和4年12月16日					•
札幌高等養護学校	令和4年11月24日				•	
白樺高等養護学校	令和4年12月16日					•
新篠津高等養護学校	令和4年11月25日		-		•	
札幌稲穂高等支援学校	令和4年12月16日	÷				•
千歳高等支援学校	令和4年11月25日		1		. •	
札幌あいの里高等支援学校	令和4年12月16日					•
後志教育局	令和4年12月14日から16日 まで				•	
小樽潮陵高等学校	令和4年12月16日	1				•
小樽桜陽高等学校	令和4年12月16日					•
小樽未来創造高等学校	令和4年12月16日					•
小樽水産高等学校	令和4年12月16日					•
寿都高等学校	令和4年12月16日	1111				•
蘭越高等学校	令和4年11月18日				•	
倶知安高等学校	令和4年12月16日					•
倶知安農業高等学校	令和 4 年12月16日					•
岩内高等学校	令和4年12月13日				•	
余市紅志高等学校	令和4年11月16日		Ł		•	
高等聾学校	令和4年11月30日			1	•	
余市養護学校	令和4年11月17日				•	
小樽高等支援学校	令和 4 年12月16日					•
胆振教育局	令和4年12月21日から23日 まで	1			•	

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
室蘭栄高等学校	令和4年11月18日				. •	
室蘭清水丘高等学校	令和4年12月23日		,			
室蘭東翔高等学校	令和4年12月23日					•
室蘭工業高等学校	令和4年11月17日				•	
苫小牧東高等学校	令和4年12月20日				•	
苫小牧西高等学校	令和4年12月22日				•	
苫小牧南高等学校	令和4年12月23日					
苫小牧総合経済高等学校	令和 4 年12月23日					•
苫小牧工業高等学校	令和4年12月23日					•
虻田高等学校	令和4年12月20日	·			•	
白老東高等学校	令和 4 年12月20日				•	
伊達開来高等学校	令和 4 年12月23日					•
伊達緑丘高等学校	令和4年11月16日				•	
登別青嶺高等学校	令和4年12月23日					•
追分高等学校	令和4年12月23日					•
厚真高等学校	令和4年12月21日				•	
鵡川高等学校	令和4年11月30日				•	
<b>穂別高等学校</b>	令和4年12月1日				•	
登別明日中等教育学校	令和4年12月23日					•
室蘭聾学校	令和4年12月23日					. •
室蘭養護学校	令和4年12月23日					•
伊達高等養護学校	令和4年12月23日					•
苫小牧支援学校	令和4年12月23日					•
日高教育局	令和4年11月16日から18日 まで		1		•	
平取高等学校	令和4年11月11日				•	
富川高等学校	令和4年11月18日			-		• .
静内高等学校	令和4年11月18日	·				•
静内農業高等学校	令和4年11月18日					•
浦河高等学校	令和4年11月18日					•
平取養護学校	令和4年11月10日及び11日				•	
渡島教育局	令和5年2月8日から10日 まで		1		•	
函館中部高等学校	令和4年12月1日				•	
函館西高等学校	令和5年2月10日					•
函館商業高等学校	令和5年2月10日					•
函館工業高等学校	令和5年2月10日					•

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	<u>監査</u> 実地	方法 書面
函館水産高等学校	令和4年12月1日				•	
上磯高等学校	令和5年2月10日		,			`•
大野農業高等学校	令和4年11月30日				•	
七飯高等学校	令和5年2月10日	,				. •
松前高等学校	令和5年2月10日					•
福島商業高等学校	令和5年2月10日					•
南茅部高等学校	令和4年11月30日				•	
森高等学校	令和5年2月10日					•
八雲高等学校	令和5年2月10日					•
長万部高等学校	令和5年2月10日					•
函館盲学校	令和4年12月2日				•	
函館聾学校	令和5年2月10日					
七飯養護学校	令和5年2月10日					•
函館養護学校	令和5年2月7日	, 1			•	
北斗高等支援学校	令和5年2月10日					•
函館高等支援学校	令和4年11月29日				•	
檜山教育局	令和4年12月21日から23日 まで		1		•	
江差高等学校	令和 4 年12月23日					•
上ノ国高等学校	令和 4 年12月20日				•	
檜山北高等学校	令和4年11月29日				•	
今金高等養護学校	令和4年12月23日			-		•
上川教育局	令和5年2月8日から10日 まで		3		•	
旭川東高等学校	令和5年2月10日					•
旭川西高等学校	令和5年2月6日				•	
旭川北高等学校	令和5年2月10日					•
旭川南高等学校	令和4年11月16日				•	
旭川永嶺高等学校	令和5年2月7日	-			•	
旭川商業高等学校	令和5年2月10日					•
旭川工業高等学校	令和5年2月10日					•
旭川農業高等学校	令和4年11月18日				•	
士別翔雲高等学校	令和4年11月15日				•	
名寄高等学校	令和5年2月10日					• ,
名寄産業高等学校	令和5年2月10日					•
富良野高等学校	令和5年2月10日					•
富良野緑峰高等学校	令和5年2月10日					•

監査実施部局	監査実施年月日	Lta t. t.	監査結果	14 1		方法
鷹栖高等学校	令和5年2月10日	指摘	指導	検討	実地	書面
上川高等学校	令和4年11月17日		-		•	_
東川高等学校						
美瑛高等学校	令和5年2月10日					_
	令和 4 年12月13日					
上富良野高等学校	令和5年2月10日					_
下川商業高等学校	令和5年2月10日	<u></u>				•
美深高等学校	令和5年2月10日					•
旭川盲学校	令和5年2月10日					•
旭川聾学校	令和4年11月17日				•	
鷹栖養護学校	令和5年2月10日		1			•
東川養護学校	令和5年2月10日					•
旭川養護学校	令和5年2月7日					•
美深高等養護学校	令和4年11月15日				•	
旭川高等支援学校	令和5年2月6日		1			•
留萌教育局	令和5年2月13日から15日 まで		1		•	
留萌高等学校	令和5年2月15日					•
苫前商業高等学校	令和5年1月20日				•	
羽幌高等学校	令和5年2月15日					•
遠別農業高等学校	令和5年2月15日					•
天塩高等学校	令和5年1月19日				•	
小平高等養護学校	令和5年2月15日					•
宗谷教育局	令和5年4月25日から28日 まで		2		•	
稚内高等学校	令和5年4月28日					•
<u></u> 浜頓別高等学校	令和5年4月28日					•
枝幸高等学校	令和5年4月28日					•
豊富高等学校	令和5年4月28日					•
	令和4年11月8日				•	
利尻高等学校	令和4年11月9日		1		•	
稚内養護学校	令和 5 年 4 月 28 日	,				•
オホーツク教育局	令和4年12月14日から16日	1	3		•	
北見北斗高等学校	まで 令和4年12月16日			-	-	•
北見柏陽高等学校	令和 4 年12月16日					•
北見緑陵高等学校	令和4年12月16日					
北見工業高等学校	令和 4 年12月16日		1			
網走南ヶ丘高等学校	令和 4 年12月16日					+ -

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
網走桂陽高等学校	令和4年12月16日			2413		
紋別高等学校	令和4年12月16日	_				•
美幌高等学校	令和4年12月16日					•
津別高等学校	令和 4 年12月16日					•
斜里高等学校	令和 4 年12月16日					•
清里高等学校	令和4年12月16日					•
北見商業高等学校	令和4年12月16日					•
訓子府高等学校	令和4年12月16日					•
置戸高等学校	令和4年12月16日					•
留辺蘂高等学校	令和4年12月16日					•
佐呂間高等学校	令和4年12月1日				•	
常呂高等学校	令和4年12月1日		·		•	
遠軽高等学校	令和4年11月29日	1	1		•	
湧別高等学校	令和4年11月30日		1		•	
興部高等学校	令和4年11月14日		1		•	
雄武高等学校	令和4年11月16日				•	
北見支援学校	令和4年12月16日					•
紋別養護学校	令和4年12月16日					•
紋別高等養護学校	令和4年12月16日					•
網走養護学校	令和4年11月30日				•	
十勝教育局	令和5年1月11日から13日 まで				•	
帯広柏葉高等学校	令和4年11月8日				•	
带広三条高等学校	令和5年1月13日					•
帯広緑陽高等学校	令和5年1月13日					•
带広工業高等学校	令和5年1月13日					•
帯広農業高等学校	令和5年1月13日			٠		•
音更高等学校	令和5年1月13日					•
上士幌高等学校	令和5年1月13日					
鹿追高等学校	令和5年1月13日					•
清水高等学校	令和5年1月10日	-			•	
芽室高等学校	令和5年1月13日					•
更別農業高等学校	令和4年11月9日				•	
大樹高等学校	令和5年1月13日					•
広尾高等学校	令和4年11月10日				•	
池田高等学校	令和4年11月11日				•	

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
本別高等学校	令和5年1月13日	311 31-3	10.71	X#1	7,75	•
————————————————————— 足寄高等学校	令和5年1月13日					•
幕別清陵高等学校	令和4年11月11日				•	
帯広盲学校	令和5年1月13日					•
帯広聾学校	令和4年11月10日		-		•	
帯広養護学校	令和4年11月9日				•	
中札内高等養護学校	令和5年1月13日					•
新得高等支援学校	令和5年1月13日			-		•
釧路教育局	令和4年12月21日から23日 まで	1			•	
釧路湖陵高等学校	令和4年12月19日				•	·
釧路江南高等学校	令和4年12月23日					•
釧路明輝高等学校	令和4年12月23日					•
釧路商業高等学校	令和4年12月20日				•	
釧路工業高等学校	令和4年12月23日					•
釧路東高等学校	令和4年12月23日					•
厚岸翔洋高等学校	令和4年12月23日					•
標茶高等学校	令和4年12月23日					•
弟子屈高等学校	令和4年11月16日				•	
阿寒高等学校	令和4年11月15日				•	
白糠高等学校	令和4年11月18日				•	
釧路養護学校	令和4年12月20日				•	
釧路鶴野支援学校	令和4年12月23日					•
白糠養護学校	令和4年11月17日				•	
根室教育局	令和4年12月21日から23日 まで	1			•	
根室高等学校	令和4年12月23日					•
別海高等学校	令和4年12月20日				•	
中標津高等学校	令和4年12月23日					•
標津高等学校	令和4年12月23日					•
羅臼高等学校	令和4年12月23日					•
中標津支援学校	令和4年12月23日					•
教育庁計 270	)	11	30	1	107	163

## 4 警察本部

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
警察本部	令和5年6月19日から22日 まで	3	5	1天日1 1		
中央警察署	令和5年5月9日				•	
東警察署	令和5年6月22日					•
西警察署	令和5年6月22日					•
南警察署	令和5年5月10日		1		•	
北警察署	令和5年6月19日	1			•	
白石警察署	令和5年6月22日					•
豊平警察署	令和5年6月22日					•
厚別警察署	令和5年5月11日				• 1	
手稲警祭署	令和5年6月22日			1		•
江別警察署	令和5年5月12日	1			•	
千歳警察署	令和5年6月22日					•
岩見沢警察署	令和5年6月22日					•
栗山警察署	令和5年6月22日	٠				•
美唄警察署	令和5年4月12日				•	
滝川警察署	令和5年6月22日					•
赤歌警察署	令和5年4月13日		1		•	
芦別警察署	令和5年4月10日				•	
小樽警察署	令和5年6月22日			_		•
余市警察署	令和4年12月13日		1		•	
	令和5年6月22日					•
岩内警察署	令和5年6月22日					•
伊達警察署	令和5年4月21日	-			•	
室蘭警察署	令和5年6月22日	1				
	令和5年6月22日					•
門別警察署	令和5年6月22日					•
静内警察署	令和5年6月22日					•
浦河警察署	令和4年11月15日				•	
警察学校	令和4年11月11日				•	
函館方面本部	令和5年3月8日から10日 まで				•	
函館中央警察署	令和5年3月7日	1			•	
函館西警察署	令和5年3月10日					•
森警察署	令和5年3月6日				• .	
八雲警察署	令和5年3月10日					•

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方 <u>法</u> 書面
木古内警察署	令和5年3月10日					•
松前警察署	令和5年3月8日	1			•	
江差警察署	令和5年3月10日	* .				•
せたな警察署	令和5年3月10日					•
寿都警察署	令和4年12月16日				•	
旭川方面本部	令和4年12月21日から23日 まで	2	2		•	
旭川中央警察署	令和 4 年12月23日	·				•
旭川東警察署	令和 4 年12月23日					•
士別警察署	令和4年12月23日	1				•
名寄警察署	令和4年12月23日					•
枝幸警察署	令和 4 年12月23日					•
稚内警察署	令和4年12月20日	1		-	•	
富良野警察署	令和4年11月29日				•	
深川警察署	令和4年12月23日					•
留萌警察署	令和4年12月23日					•
羽幌警察署	令和4年12月23日					•
天塩警察署	令和4年12月23日	-				•
釧路方面本部	令和5年4月25日から27日 まで		1		•	
釧路警察署	令和5年4月24日及び25日			-	•	
厚岸警察署	令和5年4月27日					•
弟子屈警察署	令和5年4月24日		1		•	
根室警察署	令和5年4月24日				•	
中標津警察署	令和5年4月27日					•
池田警察署	令和5年4月27日			,		•
本別警察署	令和5年4月27日					•
帯広警察署	令和5年4月27日	1				•
新得警察署	令和5年4月27日					•
広尾警察署	令和5年4月27日					•
北見方面本部	令和5年2月8日から10日 まで		2		•	
北見警察署	令和5年2月7日				•	
遠軽警察署	令和5年2月10日					•
網走警察署	令和4年12月2日	-			•	
美幌警察署	令和5年2月6日				•	
斜里警察署	令和5年2月10日				<u> </u>	•
紋別警察署	令和4年11月18日	1			•	

K 宝 塩 年 日 日	監査結果			監査方法		
指摘 指摘	指導	検討	実地	書面		
11月15日			•			
14	14	1	31	39		
7.7	1.40	g.	100	210		
	11月15日	11月15日 指摘 指導 14 14 14	計画     指面     指導     検討       11月15日     14     14     1	<ul><li>新編 指導 検討 実地</li><li>11月15日</li><li>14 14 1 31</li></ul>		

## 〇公営企業会計

### 1 建設部

監査実施部局		監査実施年月日	監査結果			監査方法	
			指摘	指導	検討	実地	書面
建設部		令和5年6月20日から22日 まで ほか	2	2		•	
建設部計	1		2	2		1	

#### 2 企業局

監査実施部局		監査実施年月日	監査結果			監査方法	
			指摘	指導	検討	実地	書面
企業局		令和5年6月13日から15日 まで ほか		1		•	
企業局計	1			1		1	

### 3 道立病院局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
监督关旭部周		指摘	指導	検討	実地	書面	
道立病院局	令和5年6月13日から15日 まで	2			•		
江差病院	令和5年5月17日から19日 まで	2	6		•		
羽幌病院	令和5年5月16日から18日 まで		1	·	•		
緑ヶ丘病院	令和5年1月17日から19日 まで	1	3		•		
向陽ヶ丘病院	令和5年2月8日から10日 まで		4		•		
子ども総合医療・療育センター	令和5年1月17日から19日 まで		1		•		
道立病院局計 6		5	15		6		
	T						
公営企業会計の計 8		7	18		8		

定期監査結果の計 414	84	161	7	204	210

<sup>(</sup>注) 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」の実地監査を それぞれ計上している。部局実数は監査実施413部局、うち実地監査部局は203部局である。